

ブラジルにおける工業製品の模倣・海賊版 及び脱税に関わる議会調査報告書

ブラジル議会海賊版問題調査委員会

2005年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。平成 16 年度は、中国、韓国、タイを中心として、知的財産保護に関する情報収集・提供、個別相談などを実施いたしました。

本事業において、2004 年 6 月にブラジル議会海賊版問題調査委員会が公表した「模倣品に関するブラジル議会調査委員会報告書」を翻訳致しました。本情報は、ジェトロホームページにおいてもご覧頂くことが可能です(<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>)。本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2005 年 3 月

日本貿易振興機構
経済分析部
知的財産課

ブラジル議会調査委員会

工業製品の模倣・海賊版及び脱税に関わる調査報告書

1) 発表日：2004年6月9日

2) ページ数：311ページ

3) 目次

- 第1章 ブラジル議会海賊版問題調査委員会について
組織、委員構成、業務、調査方法、パラグアイ、米国での出張調査、教育キャンペーン
 - 第2章 飲料
 - 第3章 タバコ類
 - 第4章 コピー機
 - 第5章 著作権
 - 第6章 写真、映写機
 - 第7章 LAW KIN CHONG (最近逮捕されたブラジルでの中国人密輸王)のストーリー
 - 第8章 ソフトウェア
 - 第9章 薬品
 - 第10章 眼鏡類
 - 第11章 自動車部品
 - 第12章 有料受信TV
 - 第13章 ノートブック
 - 第14章 分析
 - 第15章 結論
- 政府からの通達書類

以 上

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 序論 | 01 |
| 第 I 章：海賊版調査委員会 | 03 |
| 01. 作業内容 | |
| 02. 委員会の創設 | |
| 03. 委員会の構成員 | |
| 04. 委員会による捜査活動 | |
| 05. パラグアイ出張捜査 | |
| 06. ワシントン訪問 | |
| 07. 海賊版とは | |
| 第 II 章：飲料 | 09 |
| 01. 飲料分野 | |
| 02. 租税について | |
| 03. 飲料分野に対する調査委員会の目的 | |
| 04. 委員会に寄せられた告発 | |
| 05. 結論 | |
| 第 III 章：タバコ | 20 |
| 01. タバコ分野の海賊版 | |
| 02. 脱税 | |
| 03. 海賊版行為とその影響 | |
| 04. 脱税をしながらタバコを生産している国内企業 | |
| 05. 脱税会社に直接関わった自然人 | |
| 06. ロベルト・エウゼリオ・ダ・シルヴァ（味ッ）の不正帝国 | |
| 07. パラグアイ人のジュリオ・オズワルド・ドミンゴス・ジッピ | |
| 08. パラグアイでタバコを生産しているブラジル人 | |
| 09. ブラジルの市場に供給している主なタバコ生産企業 | |
| 10. 主な仲介者 | |
| 第 IV 章：複写機 | 44 |
| 01. 複写機の市場 | |
| 02. 告発 | |
| 第 V 章：著作および著作権 | 46 |
| 01. ブラジルの書籍市場 | |
| 02. 著作および著作権の海賊版 | |
| 第 VI 章：音響および映像産業 | 48 |
| 01. 音響市場 | |
| 02. 世界の偽造、海賊版 CD の現状 | |
| 03. ブラジルでの偽造海賊版 CD および DVD | |
| 04. CD-ROM の輸入 | |
| 05. ヲ・キ・ソングとブラジルの CD 輸入 | |
| 06. ブラジルにおける偽造 CD に対する音響工業分野の対抗策 | |
| 07. 映画市場 | |

| | |
|------------------------------------|----|
| 第Ⅶ章：ウ・キン・シヨク | 52 |
| 01. ウ・キン・シヨクの犯罪帝国 | |
| 02. ウ・キン・シヨクの企業 | |
| 第Ⅷ章：ソフトウェア | 53 |
| 01. 一般考察 | |
| 02. 海賊版 | |
| 03. ブラジルでの海賊版ソフトウェアを減少させる利点 | |
| 第Ⅸ章：医薬品 | 58 |
| 01. ブラジルにおける医薬品の偽造 | |
| 02. ”セパール”のケース | |
| 03. ”Methy Lens Hypas 2%”のケース | |
| 04. OFT VISION社の”OPTVISC 2%”製品のケース | |
| 第Ⅹ章：メガネ | 63 |
| 第ⅩⅠ章：自動車部品 | 63 |
| 第ⅩⅡ章：契約テレビ | 64 |
| 第ⅩⅢ章：ノートブック型パソコン | 65 |
| 第ⅩⅣ章：海賊版の発生する背景 | 67 |
| 第ⅩⅤ章：結び | 68 |

序論

海賊版工業製品の議会調査委員会は、社会経済秩序の崩壊と無秩序な状況に、行政府に効果的な処置を執ることを求めるブラジル社会、生産分野、雇用および公租公課の現状を踏まえて設置された。

しかしながら議会調査委員会を設置した直後に、行政府に対して総合的な民事福祉政策、主として国民所得に見合った富の分配や健康、教育及び安全その他の優先分野への投資政策が重大な支障を受けていると批判された。

技術進歩の著しい情報化社会の新しい時代では（特に情報およびインターネット）、貨幣よりも価値のある知識としてデジタル通信が、より一層の特別扱いされている。

老朽化した設備機器を抱える行政府は、その抑制機器の遙か前を先行するサービス犯罪の進歩に付いて行けないでいる。その結果、違法行為や犯罪に該当するアングラ経済、時には生存して行くための行為に対する不可罰や違法行為が堂々と罷り通り、国内の発展に重大な損害を与え正常な経済を圧迫し崩壊させている。

議会調査委員会は、幾つかの場合には国境を越えた広がりを持った問題として考慮し、対策に急を要するものであると認識し、同時に、詳細な摘発手段を通じ実行されている幾つかの“警察力による解決策”を示した。そして本議会調査委員会委員長の勇氣ある決断をもって以下の要旨を承認した。

しかしながら、手作業で生産して販売したり、非公式職業での就労（アルバイト）を通じて生存して行こうとしている失業者層によって占められている表面化していない経済と海賊行為と混同すべきでないことを指摘しておく必要がある。彼等は、特にアジア諸国および南部国境地帯から入って来る“ソフトウェア”および“ハードウェア”などの工業製品の販売に携わっていない。大都市内に広まっている路上に据えられた台に並べられた幾千のニセモノ商品、あるいはパラグアイおよびココブラジル国内で購入された安物の製品を大きな袋に詰めて戸別訪問で売り歩いている（サッコレイロと呼称されている者）製品の真偽を明らかにする努力は必要ない。議会調査委員会の捜査は、公共当局の姿勢を国民の生活向上に振り向けさせることが出来る程の、現実には、驚くべき規模の脱税および多くの消費者に算出出来ない程の損害を与えている全ての種類の製品の変造および偽造の海賊版を標的に作業に着手した。

議会調査委員会が実際に捉えたその他の事実として、海賊版行為は、複雑な問題となっており、下記に記載する理由から、一面ではブラジル国民の文化に根ざした一種の慣

習法のようなものになっている。すなわち、a) 犯罪行為になると否とに関わらず、それが一切の租税負担あるいはその他一切の税務検査を受けずに高収益をもたらす取引であること。b) ブラジルの法規は、海賊版行為を十分に抑制しておらず、その結果、免罰行為を増長させている。失業とその結果による社会的失望が、開き直った言い訳を正当化させ、海賊版行為の擁護に繋げている。すなわち、ブラジルでは、開き直り論がこれらの行為を正当化しており、そのことが国家行政機関がそれらを最終的に阻止することを出来ないで闇の取引を拡大させ同分野にブラジル人および外国人の不正集団の存在を許している。議会調査委員会が活動を開始して実際に作成された本報告書には、“国家の救世主”的な解決策を提示していない。何よりもまず、最終的には、より広範囲な海賊版犯罪に勝利することを目指して全体の機構の再構築を通じて、3権の府の中で、広範囲な協議を行い結論を出し、組織化された社会および行政組織の中に、途方もなく深く浸透し形成されている問題に標準を合わせることである。

第 I 章：海賊版調査委員会

1- 作業内容

本議会調査委員会は、メデイロス下院議員の奔走で活動を開始、長時間に渡って、飲料、タバコ、メガネ、医薬品、自動車部品、燃料油および多くの表示番号のない工業製品など、人々の健康および安全を脅かす製品の販売および偽造によって破産の危機に直面しているブラジルの生産分野の抗議請願を聴取した。

ブラジルが海賊版行為を許容している結果、無気力な状況を作り出し無秩序な公共社会を出現させている。具体的には、国民は、抗議することを放棄し、あたかも大規模な事業を行っているかのように海賊版の行為を奨励している。或る“同一”の商品を正規の商店より安く購入することは、購入者（ニセモノを購入した場合直ちに低品質の対価を負う）および正規の商店（良質の商品の販売が低下し業績が悪化した結果、最大の被害者は正規の職場を失う従業員である。）の双方にとって損害をもたらす行為である。一方、公権力は、失業すると違法市場で収入を得ようとするか、あるいは、さらに悪いことに、その他の破廉恥な行為を通じて違法行為を正当化している限られた恵まれない国民層に属する個人が行っている活動行為と認識し、それらの行為の抑制に力を入れているいない。

しかしながら現実の海賊版市場は、正規の市場と違法な手段かつ低価格で競合している。調査コスト、製品の開発生産コスト、従業員に対する給料および社会公課、租税、製品の流通販売コストを掛けず、すなわち一切のコスト無しで、購入者に最悪の品質の商品を提供しており、海賊版商品価格の全額が実質的な利益となっている。

海賊版行為は、社会の各界にマイナス影響を与えている、より強く受けている分野として以下の分野を挙げることが出来る。すなわち、a) 医薬品の偽造で健康に回復不可能なダメージを与える。b) 正規の就職口を減少させ社会厚生システムに過大な負担を強いている。c) 内資および外資の投資を遠避け法律に触れる違法行為の出現に悩まされる。d) 商品の供給過剰によって国内工場が屑鉄化あるいは閉鎖に追い込まれ、租税を誤魔化して正規の市場価格を下回る価格で消費者に売られるようになる。e) 著作権および出版権を尊重しないことから調査および文化に対する関心を失わせる。f) 燃料油の偽造でエンジンの効率および耐久に支障をもたらすだけでなく、環境を汚染する。

社会も行政当局も不当な商品の流通システムを明確に識別しておらず、アングラ市場は、内外の犯罪組織を含めた犯罪組織に対して門戸を開放している。以上、紹介したように問題の構造は、非常に重大化し急を要する。そのことが本議会調査委員会の創設を

正当化し、祖国の経済発展のためにこれらの阻害要因の最終的解決を目指した活動の継続が要求されている。

2- 委員会の創設

工業製品の海賊版に関する実態と脱税について捜査するための議会調査委員会は、委員長席決議を通じて、メデイロス下院議員の起草した請願書第 18 号を採り上げることを決定した。

捜査期間の 120 日間が終了したところで、60 日間の期間延長が決まった。同期間の終了により、議会調査委員会の活動期限の作業が完了し最終報告書を提出するまで延期された。

3- 委員会の構成員

委員長：メデイロス下院議員

第 1 副委員長：ジュリオ・ロペス下院議員

第 2 副委員長：ヴァネッサ・グラジオチン下院議員

第 3 副委員長：ジュリオ・セメジン下院議員

報告書起草者：ジョジラス・キンタル下院議員

4. 本委員会による捜査活動

主に、リオ・デ・ジャネイロ（リオ・デ・ジャネイロ州）、カンピーナス（サン・パウロ州）、マナウス（アマゾナス州）、フォス・デ・イグアス（パラナ州）、ポルト・デ・パラナグア（パラナ州）およびサン・パウロ（サン・パウロ州）の各市において計 22 回に渡って証人聴取を行った。

また、偽造あるいは模造機器および、偽造あるいは模造品の押収および差し押さえ令状の執行を 33 回執行した。これらの執行の殆どは、検察庁あるいは本委員会が裁判所から令状の交付を受けた上で行ったものである。

特に、リオ・デ・ジャネイロ市の中心街ならびに同市ペンニャ区、およびサン・パウロ市のパジェ商店ビル、ムンド・オリエンタルおよびヴィンテ・シンコ・デ・マルソ・ショッピング・センターでは、密輸あるいは不正に取得された大量の製品を押収することに成功した。

更に一層高度化している犯罪に対処するための方針や適切な手段の不足により権利を尊重する民主主義の国家にとって迅速な対応を難しくしている。各行政当局の執っている施策に対してもお互いが理解しようとせず一般不正行為を利するような法令不在

の雰囲気醸成させている。そのような状況から本海賊版議会調査委員会は、キャサバ粥を啜っている多くのブラジル国民の生活向上に繋がる国家の発展の障害となると従来から主張されている問題に正面から取り組むことを決定した。しかし、この時期に、行政府自身に対応していかなければならない事態を残念に感じているが、驚異的な規模のアングラ市場および不法な海賊版を通じた富の流出を防げれば、国民の生活をより良く出来るはずである。

5. パラグアイに出張捜査した本委員会

本海賊版議会調査委員会の公聴会をフォス・ド・イグアスで開催する決定を受けて、ABCF では、デル・エステ市（パラグアイ側）の理事であるマリオ・デ・ラ・クルス・アギレラ・オルチスにブラジル国税庁の証紙の貼付されている物を含め押収された偽のブラジル商標各種製品が保管されている公営倉庫の開示手続きを委任した。

同 ABCF 理事は、直ちに、アルト・パラナ地区の検察局に出向き、議会調査委員会の委員である下院議員の一行がフォス・デ・イグアスに出張して来た時には、問題の倉庫を一行に開示し、保管されている押収品について不正および偽造について捜査検証出来ることを要請した。保管されていた製品は、ブラジルの各種商標の綿棒、歯ブラシ、から証紙の張られたブラジル、ボリビアおよびメキシコ製のタバコなどの他に CDs、衣服、医薬品およびその他の類似品など全てがニセモノ製品であった。

検察局の代理人の許可を得て、下院議員一行は、ABCF の広報担当理事フェルナンド・ラマジニ、国税庁フォス・ド・イグアス支署長のマウロ・デ・ブリットおよびその他の関係当局者を同行して国境を越えた。パラグアイ側に入ると、ベニテス大尉が指揮するパラグアイ警察が下院議員一行への便宜供与を行い、アルト・パラナ地区に存在する倉庫に一行を導いた。同地で下院議員一行の全員を迎えた課税識別官ブラシリサ・ヴァスケス女史は、一行に同行し、同地の管理当局に決定に基づいて押収した各種物品を示した。下院議員一行は、夢中になって全ての偽造品を検証し、同地で得た情報を記録、パラグアイの取材記者からの幾つかの質問に答えた後、パラグアイ警察のエスコートを受けてブラジル側に帰還した。

上記のように国境を越えた訪問捜査を、当然のことながら一国の当局は、他国に対して何ら権限を保有していないことから、通常の政府当局者の訪問と混同することは出来ない。さらに、ブラジルは、常に友好国の主権を尊重し、平和共存方針を優先して来ており今回の訪問捜査に対して、パラグアイ最大のタバコの偽造者であるパラグアイの上院議員の子息であるオズワルド・ドミンゲス・ジッピ側が、ブラジルの下院議員一行が不法にパラグアイに侵入し、その主権を侵したと非難し、同訪問の正当性を証明して賞

うために駐ブラジル大使館を通じて正式に抗議するとしていた。同人は、訪問捜査中にパラグアイの警察が同行していたこととパ当局の責任者であるホアン・カルロス・ツアルテ氏の許可を得て現場に立ち入ったことを忘れていた。議会調査委員会は、訪問捜査は、パラグアイ当局との共通の関心の下で行ったものであることを説明した公文書を外務省に送付しブラジル大使を通じて同国に詳細説明するよう要請した。

6. 議会調査委員会一行のワシントン訪問

本委員会が起こした大きな反響は、国際海賊版撲滅協議会 (International Anti-Piracy Caucus) から米国の連邦議会の訪問招待を受け、犯罪の基となっている表面に現れないアングラ経済に取り組む本委員会の活動概要の説明を要請されたことであった。

メデイロス・ジョジラス・キンタル、ジュリオ・セメジン、ジュリオ・ロペスおよびワグネル・ルビネリの各下院議員から構成される代表団は、2004年3月23日から26日にワシントンを訪れた。

米国連邦議会は、訪問団に対して特に音響、映画およびソフトウェアについて米国およびブラジル両国民に大きな損害を与えているブラジル内の著作権を無視した海賊版に対して重大な懸念を表明した。

訪問団は、登録商標および特許の著作権を強奪している犯罪者および偽造一般に対処する議会の努力を紹介した。さらに、これらの犯罪者達は、3権の府の下級職員から最上層部と確実に繋がっている事実を付け加えた。さらにまた、海賊版行為によって醸成されるマイナス要因として、犯罪の増加、徴税の低下、正当な経済活動に損害を与え失業を増大させること、国の発展に悪影響を与えることなどについて説明、さらに、特に著作権の海賊版については、生産そのものが有害だけでなく国の文化普及に有害な影響を与えていると説明した。

最後に、検察庁、司法府、連邦および州の警察組織の支援とブラジル社会および報道機関の協力を得て達成できた大量の偽造品の押収および多くの犯罪者を逮捕出来た成果について詳細に説明した。

7. 結局のところ“海賊版”とは？

海賊版という言葉は、我国の社会では広く流布している言葉であるが、本来の技術的、法律的定義が在るのは当然である。通常は、隠語言葉として使われているが、本来の意味はより広く重要で偽造品を通じて第三者に対して物資的精神的に損害を与え租税を

逃れ正常な市場を侵害するものと概略定義付けることが出来る。海賊版は、最近では、過去の海賊による商品を正当な所有者から収奪し、脱税で国家に損害を与える本来の意味から、密輸品および偽造品の同義語として受け取られているが、現在の犯罪者達も不正行為によって与える損害について意に介していない。

本件では、海賊版の意味あるいはその定義について重要視し採り上げるのが目的ではないが、海賊版の実態は、上記の各種目的を達成するために税務司法当局の人間を巻き込んだ複合的な不正な行為である以外の何ものでもない。同行為には、公務員および当局機関も活動あるいは職務に手を抜くなどの方法を通じて加担し、不正行為の実践に寄与している。故に、定義上の規定には何ら捕われずに本議会調査委員会では、“海賊版”犯罪の実態を明らかにすることを可能にした下記の事項について捜査した。すなわち、

▶ **偽造**：海賊版製作者達は、第3者の正当な製品および有名商標を盗用し、自分の物でないものを使用してあたかも本物のように市場に投入している。偽造品の品質が高い場合には、消費者や時には同商品を熟知している人さえ騙される。大胆な偽造者達は、大量の製品を正常な市場に投入し本物のオリジナル商品として消費者を欺いているのも稀ではない。

▶ **模造**：一種の偽造である。違いは、オリジナル製品に見せかけるが購入者を欺く意図がないことである。販売者も購入者もオリジナル製品の模造であることを承知している。この種の犯罪は、CDs、バック、タバコ、工具類などで行われている。

▶ **脱税**：直接的には、国家に対するものであるが間接的には社会全体に対する犯罪である。国家としては、国民の不可欠なサービルの形で還元すべき租税資金を焦げ付かせていることである。脱税行為があれば、国家は、国民に対して学校教育、健康、公共安全、下水などのサービスを提供出来なくなる。すなわち、国民のより良き生活と幸福を促進させる役割を執行出来なくなるわけである。脱税は、下記に紹介するようにいろいろな手口で行われている。すなわち、

▶ **限定的な方法での脱税**：犯罪者は、タバコに貼付する証紙の例のように既に租税を徴収したかのように偽造証紙で欺む。

▶ **密輸入**：輸入禁止商品を国内に持ち込む方法を採用するのが一般的である。

▶ **不正手続き輸出入**：商品を輸入あるいは輸出に際して課税される租税の全部あるいは一部を脱税する方法。ブラジルで活動している犯罪者によって留まることなく行われているこの方法を通じ幾百万ドルが失われている。

密輸にしろ不正手続きにしろ、複雑な仕組みによって行われており、商品を送付する外

国の仲間とそれを受け取って流通させる国内の流通網からなる仕組みを構築している。様々な方法の不正手続および密貿易を通じて国内に流入した製品には、予め用意しておいた各種の周知あるいは出鱈目なレッテルが貼付される。犯罪組織は、これらの不正行為に手を貸し、携わる全ての人を腐敗させ、不正に加担させて彼等を人質にしている。

多くの場合、租税および非物質の所有権を無視する行為を行いブラジル社会が、あまり重要でない違反行為として海賊版を容認していると欺瞞させる“巧妙”さも見られる。しかしながら現実には、海賊版行為は、驚く程の勢いで拡大しており、この種の犯罪は、消費者の購買意欲をも駆り立て、正当な労働を通じて作り出す富の創造者および納税者の商品棚に置かれた良質の製品を犠牲にしてブラジル全国で偽造製品を消費する有害な文化を醸成させている。

さらに海賊版行為は、工場をスクラップ化させ税収に多大な損害を与え失業を増大させている。その行為は、社会厚生年金システムの外に置かれながらも同部門で就労している人々について目を瞑ったとしても、公共保健、消費、殺人、恐喝、貨物強奪、腐敗をもたらす犯罪行為である。すなわち、社会問題が海賊版行為を醸成しているのではなくその反対であることが明らかにされた。

第Ⅱ章：飲料

1－飲料分野

飲料分野には、飲料水から純粋アルコール、アルコール含有量の高いアルコール飲料まで多くの製品が包括されている。

議会調査委員会では、多額の脱税に関することと衛生規定を受けて販売されている製品の偽造品あるいは規定外製品の可能性があるとする情報の存在に関心を持った。捜査を行って行くうち、数々の脱税およびその他の不正についての告発を受けた。

2－租税について

飲料を販売すると、連邦税である工業製品税（IPI）および州税である商品流通サービス税（ICMS）が発生する。その他に、社会統合計画/公務員財産形成プログラム（PIS/PASEP）ならびに社会厚生給付金（COFINS）などの公課も課せられる。

1989年に公布された法律第7,789号では、飲料およびタバコについて製品価格に関係なく包装容量に応じて一定の金額（各課税額）の工業製品税の課税を認容している。現在の具体的な課税額表は、2002年に公布された大統領令（Decreto）第4,542号で立法化された工業製品税課税額表補足通達（TIPI）で決定されている。例えば、ミネラルウォーターの場合は、1リットル入りのプラスチックボトルの場合には、0.0303レアルとなっており、非回収ボトルの場合は、0.0724レアルとなっている。ビールの場合には、260mlに等しいかそれ以下の回収可能ボトルは0.0971レアルとなっているが、661ml～から1100mlまでの非回収ボトルでは0.1815レアルとなっている。また、樽、缶および特殊な容器入りの場合は、容量に応じて租税額が異なっている。

上記の課税設定では、通常習慣となっている課税金額と課税対象製品の金額との関係から外れており、例えば同じもので同じ量の瓶入りでも、一方の税金が1.00レアルであるのに他方は、1.50レアルになる場合もある。

州税である商品流通サービス税（ICMS）の税率は、中身の容量を基準に州毎に18%から30%になっているが、包装済みの実際の課税率は、25%から42%になっている。

連邦政府が管理する社会統合計画/公務員財産形成プログラム（PIS/PASEP）および社会厚生給付金（COFINS）の両公課は、最近、累積課税からはずされた代わりに算出率が、引き上げられた。飲料の場合、2004年に公布された法律第10,865号を基に国税庁が2004年

に公布した国税庁通達第 389 号の規定によって 2004 年 5 月 1 日から夫々 1.65%、7.6%から 2.5%、11.9%に引き上げられた。引き上げの根拠は、累積課税方式を避け従来の実質負担率を維持するための調整で、今後は、原材料コストを含め生産コストを控除出来ることになった。

しかしながら、飲料生産者には、生産量（リットル毎）に応じて課税表が設定された。例えば、飲料水およびアルコール非含有飲料の場合、リットルあたり、0.0117 レアル（PIS）及び 0.0539 レアル（COFNS）となっている。課税負担の最も高いのは、アルコール非含有清涼飲料（シロップ）用原料生産者に対するものでリットルあたり、0.0629 レアル（PIS）及び 0.2904 レアル（COFNS）となっている。これらの変更は、極く最近採られたことから未だ影響は表面化していない。業界では、引き上げは累積課税を避けたことで減少する徴収金額を補うだけのものと説明を受けているにも関わらず、実際の課税負担は、高くなっていると批判している。

マクロベースでの徴税高の確認には、ビールの課税とその総合的な影響について分析しているインターネットの“SIDICERV” 頁に掲載されていた数値を使って検証した。

2003 年度における飲料工業界の総売上高は、165 億レアルで支払った租税公課高は、70 億レアルとなっており、内訳は、工業製品税（IPI）：15 億レアル、商品流通サービス税（ICMS）：50 億レアルおよび PIS/COFINS 公課：8 億レアルとなっていた。

ビールに対する租税で最も高いのは、商品流通サービス税である。課税率は、州によって異なっている。最も低いのは、サン・パウロおよびミナス・ジェライスの両州の 18%でその他の諸州の課税率は、30%となっている。この税率の違いによって、ビールの最終価格は最高で 16%の差異が生じている。

また、租税の納入方法も特別な仕組みになっており、メーカーに自己の負担となっている租税に加え流通業者及び小売業者の負担となる租税を徴収する義務を負わせ、事前納入させる代替租税の仕組みが採られている。

国税庁の代理人との面接で得たところによると、国税庁の評価は、飲料業界はタバコ業界と並んで納税者層が広がっていることもあって常に脱税の多い業界となっている。脱税の規模に関する当局の推定数値は存在していないが、国税庁では、仮定値として 15 億から 20 億レアルを前提に対応している。業界の推定値は、当然のことながらそれより遥かに低い 7 億 2,000 万レアルとなっている。（オ・エスタード・デ・サン・パウロ紙、2003 年 12 月 17 日。）

以上の状況に対応するために国税庁では、脱税を減らす対策を推し進めて来ている。そ

の一つがメーカーに徴税の責任を集中させ納入者数を減らして税務検査を容易にした代替租税の仕組みである。同様の趣旨で工業製品税（IPI）に対する特別措置では、課税対象物件の価額を無視し、徴税金額の発生と監査が容易な方を優先した現在の課税表を設定した。

同様の目的を持ったその他の措置として、一般住宅やビルに取り付けられている水道の消費積算計に類似した計器を通じて生産量をリアルタイムで知ることが出来るように飲料メーカーの製品槽に計測計を設置する措置である。当初、設置した計器は、税務検査用のみ使用される予定で、課税基準とするか未だ決まっていない。

生産槽への計量計の設置は、2001年8月24日公布された暫定法令MP第2,158-35号で決まったが、国税庁では、業界団体、組合と協同で採用する機器の種類などの選定を委任したレナト・アルチェール研究センターの協力を得て慎重に検討して来ている。設置する計器の価格が比較的高価なところから取得に際して税金を免除することが見込まれている。

3-1 飲料分野に対する議会調査委員会の目的

議会調査委員会は、製品の偽造、商標および著作権の不正使用並びにそれらの行為と結びついた脱税およびその他の関連事項などを包括した海賊版行為を捜査の対象目的にしている。通常単純な脱税行為は、対象が広く深いことから本委員会の捜査の対象にしていない。

飲料分野についての偽造、商標の盗用などについての訴えは、当初想定していた程は出されていない。アンタルチカ商標ビールの偽造に関する偶発的な情報に対しては、実態に到達出来なかった。

葡萄酒および食酢分野については、改質および商標ラベルの不正使用の訴えが多く寄せられている。訴えの大半は、使い古された手段でもある課税伝票なし、あるいは偽造課税伝票を基に原材料の購入、偽装輸出あるいは収税の低い州への架空出荷などの不正手続と脱税行為で占められている。

以上の状況は、疑いもなく幾つかの点で議会調査委員会の捜査目的の対象になっている。最初の点は、事業の失敗あるいは不当な競争によって当面する困難などを検討して投資に対して慎重にならざるを得ないように追い込まれた正直に租税公課を支払っている企業と不当な競争を行う海賊版行為に類似している不正行為である。

議会調査委員会の捜査目的対象になる2点目は、同類を呼び集め犯罪者集団の基となる点である。例えば偽造課税伝票あるいは課税伝票を発行せずに製品を出荷する程度の軽い

脱税行為は、偽装輸出にエスカレートしさらには密輸行為に発展する可能性がある。

なお、捜査を行っている間に受け取った、偽造あるいは低品質の飲料に関する告発件数は、当初予想していた数値より遥かに少なかった。このことは、この業界において衛生面あるいは商標権などに関する当局の検査効率が上がっていないことの証左である。

最後にブラジルは、飲料の課税負担が世界で最も高い国の一つであることを思い起こす必要がある。前出の“SIDICERV”によるとビールの税率は、35.6%である。同分野は、タバコと並んで追加税の対象に選ばれている。しかしながら、過重な課税は、生存して行くために不正行為の脱税あるいは密輸に走らせている事にも注意を寄せる必要がある。さらに、税の公平には、税とは必要最低の水準で釣合を取り、現在行われているような特別措置課税表で遡及しないことが求められている。

4. 議会調査委員会に寄せられた幾つかの告発

ビール、清涼飲料および食酢並びに葡萄酒入りジュースの生産者を対象に幾つかの告発が議会調査委員会に寄せられた。捜査中であることもあって具体的な企業名および人名を明らかにすることは出来ないが、告発の根拠となった徴候は、捜査を継続してもらうために専門機関に送られる。しかしながら市場を活性化させるためにも同捜査内容を明らかにする必要がある。

4.1ービール工業の不正行為

複数の告発者の説明によると、あるビール企業を中心に脱税を目的として複数の人が関与している。

工場での脱税は、飲料の販売価格に上乘せされた税金を支払わず一部を会社の広報費に投資することを目的にしていた。このことは、業界には激しい競争が存在していることの徴候でもある。

税務検査手法は、課税伝票による販売出荷を検証し、取得した原料資材を割り出す基本的な検査方法を採用している。全ての課税伝票の検証は実務的に不可能である。本業界で1年間に発行される課税伝票の数は、7,000万枚に達していると推定されている。

貨物輸送用課税伝票は、実質的に検査を受けないことから不透明な存在になっている。しかしながら、製品貨物である原料資材の出荷登録は、税務検査の対象になることから反古があってはならない。すなわち、不正販売には、不正な原料資材の購入を伴うからである。

4.1.1ー原料資材の不正購入

ビール生産に要する主要原料は、麦芽である。未だ国内生産が少なく大量の輸入原料を使用している。次に重要な資材は、アルミ缶である。麦芽とアルミ缶で原料資材コストの約90%を占めている。

議会調査委員会は、麦芽とアルミ缶を仲介する一人の人物との会話を収録した1本のビデオ・テープを受け取っている。

ある会社は、同社の名義で正式に原料資材工業から原料資材を購入していたがビール工業に出荷した証明書を持っていない。税務検査に対する安全対策として出荷量の50%を正式な手続きで出荷している。この方法の取引の清算は、小切手あるいは銀行振込などの方法を使わず現金決済で済ませている。

ビデオに収録された人物は、麦芽の輸入を証明するために外国に会社まで設立し、さらに麦芽をより安価な大麦と偽って輸入税を安くし脱税していた。さらに同人は、原料資材の販売先は、サン・パウロ、リオ・デ・ジャネイロ、パラナ、サンタ・カタリーナおよびバイア諸州の中小のビール・メーカーであることも明確にしている。購入した多くのメーカーでは、課税伝票なしで原料資材を購入し、販売課税伝票を発行せずに製品を販売して大きな脱税効果を得ていた。これらの仕組みには、輸送面が鍵になっておりトラック輸送分野が輸送と配送を行っている。本件について警察が、捜査に着手した。

言及しているビデオでは、リラックスして話し、仕組みで使われる手段の詳細な情報を含め、各種の不正および脱税の仕組みと手法に言及していた。

4.1.2ー販売の仕組

脱税に関与した者によると不正行為は、販売および配送段階で行われる。ビールの配送事業の基本は、顧客への仕事を独占し市場の仕組みを熟知していることである。業界人の中には、居酒屋、食料品店、パール、レストランなど数千数百軒の顧客を抱えている者も存在する。かれらは、課税伝票を発行せずに販売する方法にも熟知している。彼らの常套手段は、4 x 1と呼ばれる手法で1枚の販売輸送課税伝票で5回の配送を行うやり方である。

その他の脱税手段は、州税（ICMS）率が低い州の配送業者へ出荷する課税伝票を使って偽装送付し、同じ州内で販売するやり方である。既に言及しているようにこの種の税金は、州によって最高15%の差異が存在している。

現在、不正業者が、税務当局を偽るために使用している複数の方法は、“ラランジャ＝オレンジ”と呼ばれる替え玉方法と実際の従業員および架空の従業員を使った偽装手続きである。

配送には、自営トラック輸送業者を使っている。同人に詳しい仕組や対応の仕方を教え込む必要がある。ある証人の証言によれば、そのためには、トラックに製品を積み込む倉庫で活動している手続代行業者を使っている。同業者は、出荷課税伝票の発行、保険書類の作成、商品流通税の算出申告及び関連支払いの実行など複雑な手続きを迅速に行っている。しなしながら、各書類は、脱税に合わせて操作されている。5組の課税伝票の内、正規のものは1組に過ぎない。さらに、自営トラック輸送業者に対し、通行する道筋および州境を越える時間なども指定している。

4.1.3 偽装輸出を通じた脱税

輸出に対しては、諸税が免除される以外に租税信用も発生することは周知のことである。故に、脱税にはより高度な方法が使われている。本議会調査委員会では、少なくとも2件の偽装輸出行為の存在を確認している。あたかも通常の輸出を行ったように輸出登録を行ったが、商品は積み出されていない。同製品は、実際には国内で販売されていた。輸出手続は、ある貿易会社のSISCOMEX（貿易手続きコンピューター・システム）にアクセス出来る暗証コードを使用して行っていた。不正が発覚したのは、輸出に見合った外貨の入金がなかったためである。従って、原料の輸入で不正を行っている企業と結託して偽装輸出をおこなっていたわけである。本件については、既にブラジル中央銀行が不正者の取り調べを開始している。

4.1.4 ある不正配送業者

本件に関する告発者は、東北部の配送会社のオーナーである。同社は、あるビール製造会社と同州内での販売配送契約を締結したが、競争が激しく販売も伸び悩み財政面で困難になった。

サン・パウロへの到着時、購入した製品の量と整合していない多数の課税伝票を受け取った。捜査の結果、受け取った課税伝票の製品の出荷先は、リオ・デ・ジャネイロのビール配送会社向けであることが明らかになった。同社は、脱税のための幽霊会社のように利用されたわけである。不正に加担させられ、会社と家族の信用を傷つけられたことに怒りを持った同氏は、グループ事業の中核を担っていた配送会社を売却する手段をとった。

告発者は、同人の子息が債務租税を納入していないことを根拠に金融信用調査サービス会社（SERASA）に延滞債務者として氏名登録されてしまったことを認めている。また、同氏自身も、購入したこともないガラス・メーカーから租税信用票を受け取った経緯を持つ

ている。当事者の知らない間に同社の名前を使った数多くの取引が行われたことが判明している。

告発者は、不正グループによって同社の名前が勝手に使用されていることに対して、国税庁に同社に対して発行された課税伝票類を添えて訴え出た。本件は、刑事事件として捜査が開始されたが、興味あることには、課税伝票の不正について言及されていないことである。

4.1.5—ある小規模なビール会社が不透明な信用を得て成長

同会社は、典型的な家族経営の小規模なビール製造会社である。

同社を捜査することになった根拠は、2件の疑惑取引の存在である。情報では、同社のパラグアイへの輸出は、タバコの偽造と密輸の関係者とされている“ロボン”と通称されているロベルト・エウレテリオによって取得された企業のタバコ密輸で同社は“ラランジャ=オレンジ”と通称される替え玉として取引を行って来た疑いが持たれたわけである。タバコ取引に関する証拠は、何も発見されていない。以下に捜査を通じて明らかになった詳細を紹介する。

1999/2000年間に同社は、FINAME（国立社会開発銀行工業特別融資局）からビール製造工場の建設と同社の設立用に1,300万レアルの融資を受けた。2002年には、さらに、工場用機器を供給するブラジルに代理店を持っているドイツ企業の“Steinecker-Krobes”と共に約2,700万レアルの融資を受けた。これらの融資は、現金を受け取るのではなく、機器を受領するわけである。注意を引いたのは、融資の対象となった機器のほかに実質担保が付保されていないことであった。さらに、前回の融資債務1,860万レアルが未返済にある中での新規融資であったことも注意を引いた。これら連続して行われた融資は、月間生産量を15万箱から30万箱に増加させるものであった。製品の殆どは、サン・パウロ州内陸部で販売され、他州への出荷は極く希少に留まっており、生産の7%~10%程度をパラグアイに輸出している。

パラグアイへの輸出についても捜査されたが、同国のペドロ・フアン・カバリエロ市に所在する輸入業者1社に対して月間約3万箱を輸出していることも明らかにされた。輸出については、相手が疑惑のある人物の本業と離れた業種となっているが不正の徴候は見当たらなかった。最近、同社は、アスンシオン市に商事代理店を設立した。

捜査したその他の情報として、同社が上記のロベルト・エウレテリオ、通称“ロボン”に売却されていると言うものであったが、それは、明確に否定された。しかしながら、同人が同目的のために同社を訪ねているとの疑いが持たれている。

4.1.6ー葡萄酒および食酢

品種名称の使用に相応しくない品質の葡萄酒および果汁入り葡萄酒が存在すると地元の生産者組合から告発があった。農務省植物検査局での検査の結果、瓶の裏側には正しい品質表示がされているものの、表示ラベルと品質には違いのあることが明らかにされた。結論として“テーブルで供する赤葡萄酒”および“果汁入り葡萄酒”の表示の使用に相応しくない品質であるとされた。

4.2ー税務検査に対する疑問点

本項では、不正あるいは検査の不正についてではなく企業および飲料分野の代表者から寄せられた検査規定およびその手順に対する疑問点を採り上げる。当然のことながら疑問点の裏には、ブラジルの全ての納税者に当てはまることであるが、業界の負っている過重な租税負担が存在する。ここで採り上げる問題点は、特別税率とマナウス自由貿易地域に対する税制恩典の2点である。

4.2.1ー工業製品税（IPI）課税表

リバマール・アルベス下院議員は、下院本会議場で飲料に対する課税表について演説した。既に説明したように、製品の価格に関係なく各製品の包装の種類および梱包内量を基に課税単位が定められレアル表示で税金額を設定している。同下院議員は、ビールの課税の基準を基準価格単位に変更し、平均課税を40%にした場合、メーカー工業界に課せられる税金は、5億4,400万レアル程増加すると試算している。しかしながら上記の差額は、製品価格を基準とせずに特別税率を適用して税金を算出した場合、より少なくなる。

指摘された疑問の2点目は、現在の税規定では高価な製品を生産している企業に販売上の利点を与えることになり、税の公平さが存在していないことである。

すなわち既に言及したよう、1缶1.00レアルのビールと1.50レアルの工業製品税は、どちらも0.07224レアルで価格に対する課税率は、夫々7.24%と4.82%になる。指摘している疑問点は、課税率の高い製品を多く販売する企業に対してより商業財務面で利点を与えるべきである。と言うことである。

4.2.2ーマナウス自由貿易地域に対する税制恩典

この問題は、工業製品税（IPI）を含めた地域の税制恩典を受けてマナウス自由貿易地域内に主力工場を持っている企業を対象にしたものである。工業製品税（IPI）は、各工業工程によって付加された価値分を対象に課税されるものであり、ある工程で免税になった場合には、次の工程では、前の工程で付加されているべき租税信用がないため課税率の全額

を負担しなければならなくなる。たとえば清涼飲料の場合には、清涼飲料の瓶詰め工程企業の場合は、第1工程で発生した租税分を含めて負担する以外に、代替租税規定でその後の税金（配送、販売部門で発生する）も前納しなければならないようになっている。

工業製品税（IPI）信用の相殺使用の点については、連邦最高控訴裁判所（STF）が、第1工程で支払ったと想定出来る金額を租税信用として使用出来ると判断し解決している。

一方、マナウス自由貿易地域内に工場を持たない域内あるいはその他の国内地域の企業については、域内に工場を持つ企業に与えているのと同様の財務商業上の利点要求している。

5. 結論

議会調査委員会は、告発あるいは海賊版の徴候を訴える内容のものを受け取っておらず、受け取ったのは、予防措置的なものも含めて脱税に関するもののみであった。

5.1ー飲料分野、具体的にはビールおよび清涼飲料分野は、少数の企業が市場の70%を占める独占的な業界構造になっている。新商品の発売あるいは市場シェアの拡大に付いては、市場全体を揺るがす案件になっている。以上の状況から、中小企業の創業と競争を保証することが重要な点になっている。本業界にはリスクが存在する。小企業は、課税があれば脱税に走り、大手企業は、市場権力を行使して競争先を潰そうとする。小企業の選択肢は、犯罪組織に身売りするか同組織と提携して操業を継続するかになっている。これらのリスクの内の幾つかについては、検証すべきケースとして再指摘して置く。

5.1.1ー業界の競争は、更に激しく集約されて行く傾向にある。ビール業界の場合は、市場の棲み分け分割が行われている。大手全国企業と小企業は、夫々別の地域で営業している。両陣営共、夫々が決められて地域の正当な企業を代表している。

5.1.2ー新しい傾向が、最近現れて来ている。すなわち、従来、市場を熟知し製品を配送することが事業成功の鍵とされていた飲料業界の配送システムを、経費の増加を押さえるためにメーカー自身が担うか、小規模な配送業者に委託するケースが増えて来ている。

5.1.3ー既に言及しているように業界の税負担は、先進諸国やブラジルと同水準の発展段階にある諸国と比べても過重な様に見える。生産品目の自由化および収益に対する税負担の引き上げに軸足を移す合理化政策によって業界の競争および生産性に利すると考えられる。

5.1.4ー品質不良などを理由とする偽造および商標の不正使用に対する訴えが上がってこ

ないのも奇妙なことである。これらの訴えが表面化していないのは、検査当局の怠慢と考えられる。

5.2. 対策

5.2.1 飲料生産者の製品槽に流出量計測システムを設置させる法案。

公聴会で連邦政府の取るべき措置の一つに上げられたもので、2001年に、偽造および脱税を抑制するために、2001年8月24日付け暫定法律MP第2,158号の規定に基づいて国税庁がビールおよび飲料生産者の製品槽に流出量計測計を設置することを決めた法律である。

本議会調査委員会委員長席は、2004年5月3日付けの公文書第0f第689/2004号を通じ、国税庁に対して飲料生産者の製品槽に計測計を設置する計画の進捗状況について照会した。

同照会に対し国税庁は、公文書を通じて以下のように開示してきた。すなわち、

“(…)

5.2.2. ビールおよび清涼飲料生産分野の製品槽への流出量計測計の設置義務は、2001年8月24日付け暫定法律MP第2,158号の規定に基づいて国税庁が、施行細則を2002年12月20日付けの通達第265号を通じて公布し、設置に関わる監督責任は、税務検査一般調整局が担当。

- a) 技術仕様および機器の安全性を含めた資金融資条件；
- b) 機器の生産者および機器の認証と認可手続き；
- c) 流出量計測機器を設置した後の最低生産限度あるいは売上限度；

5.2.3. 国税庁は、ビール生産業界への流出量計測機器の設置を睨んで、特定技術および計量計機器設置に関する各種の協力協定をブラジル・ビール工業組合（SINDICERV）、特に、ペルナンブーコ、セアラ、パラ、サン・パウロ、リオ・デ・ジャネイロ、ミナス・ジェライスおよびパラナの各州支部と締結、さらに言及している目的以外の情報交換、租税義務の履行状況の税務検査への相互協力などについて、税務当局にとっても最優先活動を拡充させるために各種の協力協定を締結した。

5.2.4

(…)

5.2.5. 流出量計測システムは、流出計、電気伝導率計、制御、記録、収録および国税庁への遠隔操作で送信する複合機器から構成されるようになるはずである。以下の機能を備え

た上で設置される工場での生産状況を継続監視出来なければならない。すなわち、

- a) 注入器毎に注入される液体の流出量を計測する。(時間あたり量)
- b) 注入器毎に注入される液体の温度および電気伝導率の計測。
- c) 流出量を計測記録、電気伝導率、温度および国税庁が使用できるそれらの情報を提示出来ること。
- d) 記録された情報を国税庁に送付するための遠隔通信システム。

5.2.6. 電気伝導率および温度の計測は、注入器に注入される液体を特定するデータとなりそれらの違いを明らかにすることが可能になる。流出量計測システムを通じて提供された数値は、企業自身が策定した特定の期間内に生産された飲料の生産量を推算することを可能にする。

5.2.7. 言及しているビール工業向けの流出量計測システムは、税務検査一般調整局 (Cofis) の裁定で規定するための準備として、設置、規定に基づく検証、システムの認可などに関する規定、手続きなどを具体的に検証している段階である。税務検査一般調整局 (Cofis) の裁定が公表された後、3ヵ月以内に最初のシステムが認可され、その後、国税庁信認機器第1号の認可時から6ヶ月以内にブラジル国内で生産されているビールの全ての生産工程の中に設置されることになる。

5.2.8. 清涼飲料工業分野については、国税庁およびブラジル清涼飲料工業協会 (ABIR) の間で2004年4月27日に流出量計測システムの設置に向けて協力することを取り決めた協約を締結された。設置に要する期間は、機器システムに要求される機能が似ていることから設置に要する期間は、短くなるものと見られている。(…)

本書による提案は、単に偽造および脱税を撲滅させるためのものではなく、グローバル化が進み競争が激しくなっている現在の飲料市場のなかでブラジルの参加を可能にする条件をさらに良くすることに繋がるはずである。

第三章：タバコ

本議会調査委員会に寄せられた多くの資料の中には、驚かされるものも存在する。ブラジルのタバコ市場では、現在年間 1,440 億本のタバコが販売されている。(合法販売：980 億本、非合法販売；460 億本) 販売総額は、85 億リアルで、内合法販売が 66 億リアル、非合法販売：19 億リアルとなっている。

ブラジルには、18 社のタバコ生産者が存在しているが、合法的に操業しているのは、僅か 2 社のみと見られている。ブラジル市場を相手にタバコを生産しているパラグアイの生産者は、33 社で、生産している 420 商標の内 366 種が違法なものになっている。

上記の数値を基にただで、違法商品であるがために納付されていない間接税だけで年間 14 億リアルに達すると算定できる。

ブラジルの違法タバコ市場の売上規模は、ラ米諸国で第 2 位にランクされメキシコ (450 億本) およびアルゼンチン (350 億本) 諸国などを凌駕している。

上記のデータは、ETCO によって提示されたもの。

1. タバコ分野の海賊版

ブラジルのタバコ工業の歴史は、手軽に税収を上げるために税率を引き上げて来た経緯と平行して採られて来た反タバコ政策の歴史を通して見る事が出来る。しかしながら、このやり方は、意に反する効果をもたらした。すなわち、ブラジルは、世界でも最も税の高い国の一つであり、且つ貧しい社会で、その結果、不法行為を増長させている国となっている。加えて、国境での検査の効果を上げることも難しい事情もあり、かつ大きな利益をもたらす活動としてタバコの不法市場を形成させている。

特に偽造タバコは、当初は路上行商人によってのみ売られていたが、直ぐに正規の販売ルートに乗せられて来た。その結果、ブラジルの正規の販売ルートで売られているタバコの 35%は、パラグアイから入って来たものになっている。

現在タバコに課せられている諸税公課 (工業製品税-IPI、証紙代、商品流通サービス税-ICMS、社会統合計画-PIS、社会保険融資負担金-COFINS) は、消費者価格の約 65%を占めている。偽造会社は、品質および安全に配慮することなく、またこれらの租税公課を負担することなく非常に有利な価格で生産出来ることから、この市場は、違法行為を取り締まる努力を遥かに超えた勢いで拡大している。

偽造タバコ（タバコの海賊版）の実物鑑定を行った結果、ニコチンおよびタール成分がブラジルの法規制を遥かに超えていた以外に、クマリン（ブラジルを含め多くの国で含有禁止になっている）、それに、18年前に使用禁止になっている殺虫剤の残留も確認され、さらに甲虫も混入していた。

既に言及しているタバコの海賊版、密輸、不正手続き、偽造および脱税など一連の行為は、ブラジルでは増え続けて来ていたが2003年には減少した。調査を通じて明らかになった最新のデータによると、ブラジル市場で出回っている製品の30%が海賊版製品であった。高い課税が、不法製品の生産および販売をもたらしているが、1998年にブラジルと国境を接する諸国がタバコに対する輸出税を創設したことも不法行為を急拡大させている。

ブラジルでは、以前から小企業が、パラグアイの企業との協調、資本参加、同国内での工場建設等の手段を通じて不法タバコを市場に供給して来ていた。国内あるいはパラグアイのタバコ生産工場数は、増え続けて来ており、過去10年間で5カ所から33カ所に増加した。

2002年、ブラジルで販売された不法タバコの市場全体の中で占める比率は、過去最高の32.5%に達した。同年度、ブラジル全国で販売されたタバコの総数は、1,440億本であったが、その内の460億本が不法タバコであった。2003年度には、全国のタバコ販売総数は、1,310億本でその内の400億本が不法生産タバコとなっていた。

2003年の不法タバコの販売数は、議会調査委員会の海賊版捜査活動の影響もあって、連邦警察および連邦道路警察による“ロボン”の通称名で知られているロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァをはじめ多くの容疑者の逮捕や多数の商品の押収などがあったために大きく減少した。摘発を避けるために、不法に市場に入る筈であった生産の一部が、正規の手続きを経て市場に投入された結果、商品価格も上昇し消費量全体をも減少させた。すなわち、2003年度におけるブラジル全国のタバコの消費量は、前年の1,440億本から1,310億本へと約9%減少しており不法タバコの抑制は、ブラジルでのタバコ消費の減少につながり、且つ、政府の禁煙キャンペーンにも通じるとの結論を得た。

パラグアイの雑誌“資金とビジネス=Dinero y Negocios”誌の報道記事によれば、同国のタバコ生産は、同国経済にとって最も重要業種になっている。同国のタバコの生産設備能力は、消費量の33倍に達し1,000億本を生産出来る程になっている。同国の年間消費量は、30億本に過ぎない。また、ウルグアイでも、国内消費35億本に対して100億本の生産設備能力を有している。当然のことながら、国内消費を超える生産分は、外国市場、特に

ブラジルに振り向けられている。

ブラジルで施行されているタバコに対する税金は、正常な製品の場合は1箱あたり1.68リアルになっているが、不正輸入品の場合には、0.87リアルに留まっている。この事実は、複数のブラジル人が、パラグアイの企業に投資し隣国で利益を増やしている可能性のあることを想像させる。この結論に至った根拠とした以下のような事実が存在している。

▶**ブラジルに比べて低い課税率**—ブラジルのタバコに対する税率は、消費者価格の平均65%となっているが、パラグアイでは、生産コストに対して15%となっており、消費者価格に対する税率に換算すると1.5%にしかっていない。(ブラジルに密輸された場合)

▶**税制恩典**—パラグアイは、同国への直接投資に対して5年間の所得税および必要機器の輸入税を免除している。

▶**労働法**—パラグアイで操業する企業の従業員の大半は、労働契約あるいは労働保証のない労働者として就労している。

▶**当局の取締り**—パラグアイ政府あるいは警察当局による取締りは、実質的に存在していない。“国境輸出”での税務検査も存在しない。

2. 脱税

タバコ工業からの税収に関する国税庁の報告書から、同業界での脱税が存在していることを示している。本分析では、最も重要な租税である工業製品税(IPI)に焦点を当てている。

タバコに対する租税の45%は、工業製品税(IPI)で残りの55%は、商品流通サービス税(ICMS)、社会統合計画(PIS)、社会保険融資負担金(COFINS)および証紙(SELO)などで占められている。

3. 海賊版行為によるその他の影響

ブラジル市場を闊歩している不法の実態は、国庫、正常に租税公課を収めている企業および特に租税公課資金を受け取る側の行政当局などの社会に損害を与えている。

農業分野：葉タバコ生産農家は、小規模な面積を家族単位で耕作しており需要の減少で損害を受けている。

タバコ生産工業：法律の規定に従って正規に操業している企業は、不法で不平等且つ有害な競争に当面させられている。

政府当局：連邦及び州政府合わせて、国民の福祉に流用できる年間 14 億レアルの税収の機会を逃している。

消費者：監督当局の検査を受けていない怪しげな出所と品質の製品を低価格で買わされている。

一般社会：税収不足から社会にとって最も要な社会投資による恩恵を受けられなくなっている。

4. 脱税をしながらタバコを生産販売している国内企業

4.1. —アメリカン・ヴィルジニア煙草商工輸出入（有）会社—

(American Virginia Indústria e Comércio Import. e Export. de Tabacos Ltda.)

全国法人登録票：CNPJ 01, 099, 651/0001—43 号

同社は、定款を頻繁に変更している。同社は、1997 年初めにジョン・カルロス・ドアルテ・フェレイラ（出資比率 90%）とルイス・アントニオ・ドアルテ・フェレイラ（出資比率 10%）が共同出資して設立された。その後 1998 年出資比率が逆転しルイス・アントニオ・ドアルテ・フェレイラの出資比率が 90%、ジョン・カルロス・ドアルテ・フェレイラが 10% になった。1999 年には、ペドロ・ジェルジ・ジュニオールが 5% の出資者として加わり、ルイス・アントニオ・ドアルテ・フェレイラの出資比率が 85%、ジョン・カルロス・ドアルテ・フェレイラが 10% となった。2001 年には、ジョン・カルロス・ドアルテ・フェレイラおよびペドロ・ジェルジ・ジュニオールが出資者から撤退し、マウロ・ドナチが 15%、ルイス・アントニオ・ドアルテ・フェレイラが 85% の出資率で現在に至っている。

2003 年 9 月 10 日付けの雑誌“イスト・エ”によれば、アメリカン・ヴィルジニア社の顧問弁護士の一であるジョゼ・マリア・ジェルシが同社の所有者としてタバカレラ・セントラル社との出資契約のために同社のパラグアイ本社に出頭していた。

同年におけるアメリカン・ヴィルジニア煙草商工輸出入（有）会社の躍進は、目覚ましいものであった。リオ・デ・ジャネイロ州ラモス市の 1 工場のみであった会社が、パラ州にも工場を持ち、複数の州に計 10 カ所の販売拠点を持つ会社になった。本議会調査委員会が得た数値によると、拡張に要した資金の大半は、脱税によって調達したものであった。

2002 年度のデータによると、同社は、納入すべき工業製品税（IPI）の僅か 2%しか納付していなかった。納税逃れをした 98%を金額に直すと、2002 年度の方だけで 42,914,304.00 レアルに達する。

4.2. シブラザ煙草商工株式会社—

(Cibrasa Indústria e Comércio de Tabacos S/A)

全国法人登録票：CNPJ 28,274,157/0001-24 号

同社は、資産の状況から会社として存続すべきでない状態になっている。偽造証紙を使った大規模なタバコの不正生産によって、過去数年、大掛かりな警察および税務当局の捜査を受けている。

同社の株主構成は、社長のジョゼ・ルイス・テイシェイラが 41.33%、取締役マルコ・アントニオ・パトリアルチャ・ダ・コスタが 31.15%、取締役セルソ・カスチリャ・カゾルラが 10.14%、残りの 7.24%は、故ペルシ・ピンヘイロの方でアントニオ・ジョゼ・シモエスが遺産相続人となっている。

その他の構成員として、全国自然人納税者票 CPF 第 866,033,297-00 号を所有するジェシダイセ・カネリ・アルヴェスが同社の監査役補欠員になっており、本委員会に対してレイ商工（有）会社（Ind. e Com. Rei Ltda.）の代表責任者として同社について説明していた。また同人は、科学会計学士として登録されており、複数の会社の経理担当職務を兼務できる資格を有している。

2002 年度に、同社は、納入すべき工業製品税（IPI）の僅か 2.52%しか納付しておらず、納税逃れをした金額は、4,278,900.レアルに達する。なお、本委員会が捜査の対象にした全ての年度は、赤字決算であった。すなわち、同社は、経費をカバーする財源を確保出来ずに工業製品税（IPI）を滞納しており、商品流通サービス税（ICMS）およびその他の公課類も納付していないはずである。

同社は、財務部門の腐敗に加え、厚生省の管轄分野でも国立衛生監視庁（Anvisa）が 2003 年 12 月 3 日付けの決議 RE 第 243 号を交付し、同庁への認可登録不在を理由にシブラザ（Cibrasa）社の生産する全ての商標のタバコを国内で販売することを直ちに停止させる決定を行った。

4.3. —ブラジル・イタバ煙草工業（有）会社—

(Itaba Indústria de Tabacos Brasileira Ltda.)

全国法人登録票：CNPJ 02, 750, 676/0001—28号

国税庁から得た情報によれば同社は、2000年9月からタバコの生産を開始した。同社の出資者は、レイソ・ロペス・サントスが代表者になっているレウパール・エンプレジメントス・エ・パルチシパソンエス（有）会社およびエジジオ・カルロス・ペレイラ・フィリョが代表者となっているサンパール・エンプレジメントス・エ・パルチシパソンエス（有）会社の両社が50%づつ出資している。

両出資社の親会社は、ウルグアイに所在する別々の会社が所有しており、前者には、レウパール・デ・プロプリエダーデ・ダ・フリエデル・コンパニー株式会社とブルワル・インヴェステメント株式会社の両社が50%づつ、後者は、サンパール・デ・プロプリエダーデ・ダ・グレジック・コンパニー株式会社とジャクトン・コンパニー株式会社の両社が夫々50%づつ出資している。

同社は、販売のみを経理処理している。国税庁では、独自に各年度毎に納付すべき工業製品税（IPI）に関する報告資料を持っている。未納総額は未定である。国庫に損害を与えているのは、明らかで証明可能であるが、それ以上に異常なことである。2002年度分だけで、工業製品税（IPI）の未納額は、21,523,362リアルに達している。

4.4. —レイ商工（有）会社—

(Indústria e Comércio Rei Ltda.)

全国法人登録票：CNPJ 14, 188, 007/0001—93号

同社は、バージニア諸島に所在するハウロヴァー・エンタープライズ（有）会社およびウルグアイのリチレイ・インテルナチオナル株式会社の両社が49%づつとブラジル人のリンデンベルグ・ダ・モタ・シルヴェイラおよび同モアシール・ペドロ・ピント・アルベスの両者が1%づつ出資して創設された。

同社も分析捜査した各社と同様に、毎年赤字決算を続けている。国税庁から提供された情報によると、2000年5月から操業を開始しているが、その後、常に赤字を繰り返している。

2003年3月に作成された連邦道路警察の違反押収調書によれば、同社は、偽造証紙で営業していた。

4.5. —ペトロフォルテ・ブラジレイロ・デ・ペトロレオ社—

(Petroforte Brasileiro de Petróleo)

全国法人登録票：CNPJ 96, 288, 881/0001-67号

同社は、1998年度2億7,760万レアルの売上を記録し、2000年度には3億3310万レアルの売上を達成したブラジル有数の大手企業である。1999年度の同社資産は、2億5,410万レアルを計上していたのが、2000年度には、3億3310万レアルの売上を計上しながら、適切な説明が一切ないままに資産がゼロになっている。

5. 脱税会社に直接関わった自然人

・ エジジオ・カルロス・ペレイラ・ファイリョ

自然人納税者登録票 CPF 第 244, 675, 614-04 号

同人は、コリゼウ・カンビオ・エ・ツリスモ社（旅行代理店）を所有し、イタバ、アメリカン・ヴィルジニアおよびエウロエクスポート両社の従業員でもあり、さらに、イタバ社の出資社である、サンパール・エンプレジメンツ・エ・パルチシパソンエス（有）会社の受任者である。

彼は、アメリカン・ヴィルジニアおよびエウロエクスポートの両社はおろか所有しているコリゼウ社からの収入を一切申告していない。自己所有のコリゼウ社からの収入のないことは、同社が所得申告をしていないことから頷けるが、アメリカン・ヴィルジニア社の場合は、銀行への通知文を通じて1999年度に同人に対して20,000レアルの支給が確認されている。

・ リンデンベルグ・ダ・モタ・シルヴェイラ

自然人納税者登録票 CPF 第 033, 319, 074-87 号

年金退職者、元国庫法務官補、レイ商工（有）会社の出資金の1%を所有する出資者でもある。同人の複数の所得申告書によれば、シブラザ煙草商工株式会社の従業員でもあり、同社の過半数株主であったウルグアイに所在するピルテリー・コルポラチオン株式会社の受任者でもある。

同人の活動および同人の関わった活動は、長期間に渡っており、プロファルム・ジストリブイドーラ・デ・プロツットス・ファルマセウチオコス（有）会社（医薬品の卸配送業）を取得し、社名をプロファルム・ジストリブイドーラ・デ・フーモス（有）会社に変更している以外に、零細企業として創設中であったZX7輸送（有）会社の資本金を2003年3月1日に1,000レアルから1,000,000レアルに増資し所有している。

同人の商業部門との繋がりでは、タバコの生産販売市場に強く関わっていることが明らかである。

同人は、数社の出資者になっているが、1社（レイ商工（有）会社）を除いて出資共営者の立場になっていない。年金退職者あるいは従業員は、支払い元から収入を受け取るのが普通である。しかしながら、各種複数の支払い元から収入を受け取るのは、普通のケースではない。行われた取引の規模から、リンデンベルグ・ダ・モタ・シルヴェイラとその他の複数の人物との間に説明されていないある種の取引が存在していたと推論することが出来る。

同人に何らかの資金移転を行った企業および人物として以下特定されている：

- ▶ネルソン・フォンタナ・およびアルレネ・フェラペイラ・フォンタナ。
- ▶パウロ・セルジオ・デ・アゼヴェード
- ▶アイルトン・バルボザ・デ・オリヴェイラ
- ▶ニヴァルド・ウイilson・リマ
- ▶ワルテール・フレデリッコ・ラウシ・ジュニオール
- ▶J.・G.・サントス・ゴンサルヴェス（有）会社
- ▶ランダウ・アッソシアードス・トレーディング株式会社
- ▶インテルスール・コメルシオ・デ・エクスポルタソン（有）会社
- ▶N.・C.・トランスポルテス・ロジスチカ（有）会社

ランダウ・アッソシアードス・トレーディング株式会社は、自然人納税者登録票 CPF 第 866, 598, 044-04 号を所有するアリネ・レモス・コレア・デ・オリヴェイラ・アンドラーデが 78, 000 株を保有していた会社であったが、1999 年に、シブラザ煙草商工株式会社の出資者取締役であるセルソ・カスチリャ・ガゾルラに売却した。

インテルスール・コメルシオ・デ・エクスポルタソン（有）会社は、リンデンベルグ・ダ・モタ・シルヴェイラへの資金移転元として登場しており、エジジオ・カルロス・ペレイラ・フィリョからの資金の受取先としても登場している。

ロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァの電話盗用結果によれば、N.・C.・トランスポルテス・ロジスチカ（有）会社は、リンデンベルグ・ダ・モタ・シルヴェイラへの資金送付用として“ロボン”組織によって使われている。

・ **モアシール・ペドロ・ピント・アルヴェス**

自然人納税者登録票 CPF 第 592, 399, 218-34 号

同人は、レイ商工（有）会社の出資金の 1%を所有する出資者でもあるが、所得税申告書には一度もその事実を申告していない。同人の所得は、同人の銀行口座を通じた資金の出し入れと整合していない。

銀行の顧客調書票によれば同人は、アパレシダ・マリア・ペスット・ダ・シルヴァおよびサンドラ・レジナ・ダヴァンソの所有するペトロフォルテ・ブラジレイロ・デ・ペトロレオ社の従業員で、アウト・ポスト・デ・セルヴィソ・ヴィラ・エマ（有）社の出資金の 90%およびアウト・ポスト・アポロ社の出資金の 50%を所有。さらに、同調書票によれば、居住しているサン・ジョゼ・ドス・カンポス市セラミスタ・ロベルト・ウエイズ街 502 番の不動産の所有者であり、複数の自動車を所有している。また同調書票によれば、同人の所有する資産額は、370,000 レアルとなっていた。同人が出資している 2 カ所のガソリン・スタンドの 1995 年度の売上高は、合わせて 960,000 レアルとなっていた。

国税庁に提出された所得申告を検証した結果、同人の資産額は、アウト・ポスト・デ・セルヴィソ・ヴィラ・エマ（有）社への出資金に相当する 2,000 レアルであったが、2002 年度には、3,220 レアルに変更されていた。国税庁への申告では、不動産、自動車および投資類は一切所有していないことになっている。

・ **アパレシダ・マリア・ペスット・ダ・シルヴァ**

自然人納税者登録票 CPF 第 67200, 517, 908-66 号（訳者：原文の番号数字に間違いあり）

同人は、自然人納税者登録票 CPF 第 774, 851, 068-72 号を所有するアリ・ナタリノ・ダ・シルヴァの元妻でレイ商工（有）会社の旧出資者であったサンドラ・レジナ・ダヴァンソと共にペトロフォルテ・ブラジレイロ・デ・ペトロレオ（有）社の過半数出資者である。

同人の 1998 年までの所得申告書には、莫大な資産を保有していることになっていた。申告された資産の大半は、ペトロフォルテ・ブラジレイロ・デ・ペトロレオ（有）社のものであったことから、これらの資産は、同社を介して獲得した借入金から形成されたものと想像することが出来る。1998 年における同人の資産は、アパート 9 戸、住宅家屋 3 軒、土地 17 件、ビル 5 棟、出資先企業 8 社および合計 3,790 万レアルになるその他の資産から形成されていた。最も高額な資産は、ポリアナ・トランスポルテス（有）社に貸し付けた 23,050,000 レアルであった。

1999 年、同人の資産は、一切の記録説明なくアパート、家屋、ビル、土地などの記載な

くドラスチックに消滅した。売却あるいは寄贈の記録もなし。一方、出資先企業として 69 社が登場したが、各社に対する主資金額の殆どは、1 レアルであった。理論的には可能な処理であるが、取るに足りない金額で出資先を増加させた事実は、非常に奇妙なことである。

2000 年、同人の資産は、さらに大きく変更された。資産金額は、2,640 万レアルから 960 万レアルへと急減し、実質的に HP ブラジレイラ・デ・ガス（有）社への出資分だけになっていた。一方、債務も、3,480 万レアルから 102.93 レアルに激減していた。1999 年度に所有していた資産は、ペトロフォルテ・ブラジレイロ・デ・ペトロレオ（有）社への出資分を含め全てを売却あるいは寄贈してしまったわけであるが、在るべき記録は存在していない。一方、同人の資金の出し入れ記録は、変更された資産の規模に比べて非常に少ないことである。

2001 年、同人の資産の減少はさらにあり、960 万レアルから 1,632.37 レアルに減少。同人の資金の出し入れ記録は、資産の移動に見合わず非常に少ないものであった。前年と同様に移転移動に関する記録もなし。

2002 年、同人は、所得申告を行わなかった。

・ セルソ・カスチリャ・ガゾルラ

自然人納税者登録票 CPF 第 693,199,108-63 号

同人は、シブラザ煙草商工株式会社の出資金の 10,14%を保有する経営管理者の一人で、ランダウ・アソシアードス・トレーディング株式会社の株主の一人である。後者会社への出資は、アリネ・レメス・コレア・デ・オリヴェイラ・アンドラーデの持っていた株式を無償で取得した結果である。本調査委員会は、ランダウ・アソシアードス・トレーディング株式会社の詳細な株主構成などの情報を持っていないことから、2,730,000 株がどの程度の出資比率になるか不明である。同人の所得は、基本的に同社から支給されたものである。同社から支給された収入以外に、所得税免除所得あるいは源泉徴収所得など一切存在していない。金融投資残金も存在せず同人の収入は低く支払っている所得税も極く僅かである。

2002 年、同人の資産は、所有していたアパートの評価額を下方修整した金額に相当する金額として不法な処置ながら 14,405 レアルを減額していた。もう一つの不整合は、23,010.00 レアルの粗所得に対して 63,971 レアルもの債務が減少したことである。

同人の所得申告書には、シブラザ煙草商工株式会社について出資以外に経営管理部門での職務について一切触れていない。ランダウ・アソシアードス・トレーディング株式会社とシブラザ煙草商工株式会社との関係についても、同人が前者の従業員、後者の取締役になっているが、両社間の繋がりの有無も判明していない。

・ ドラ・テレジニャ・ヴァレリニ・コラヴィタ

自然人納税者登録票 CPF 第 483, 020, 238-68 号

調査した全ての年の所得申告書には、所得の源泉が明記されていなかった。1999 年度分は例外であったが、多額の資産を持つ者に相応しくない極少な所得しか申告していなかった。

2002 年度の所得申告書を検証すると、455, 799. 65 レアル相当の資産を保有する一方、185, 568 レアルの債務を抱えており、差し引き 270, 231. 65 レアルの純資産を保有している。

2001 年度の所得は、23, 000 レアルであったが、金融機関 9 社を介して収入の 18 倍に当たる 437, 872. 60 レアルの資金を動かした。

入手した情報によれば、アメリカン・ビルジニア社の受任者の立場で資金を動かしたのが真相のようである。同人の所得申告内容は、謎に満ち真実を反映していない不透明な感じを与えている。

・ ジョゼ・ルイス・テイシェイラ

自然人納税者登録票 CPF 第 784, 362, 657-34 号

国税庁から得た情報によるとシブラザ煙草商工株式会社の株式の 41. 33%を保有する過半数株主である。

2003 年 10 月 15 日付けで内容を更新したブラデスコ銀行の顧客調書票によれば、シブラザ煙草商工株式会社には、勤続 18 年になっている。2002 年に同社の資本金の 41, 33%を取得した。同人の申告した年間所得では、同資産の取得は不可能である。41%を超える同社の資本金を取得するための資金をどうやって調達したのだろうか？

同人が形成した資産は、リオ・デ・ジャネイロ市北部のバイロ・ド・グラジャウ区に所在する 23, 631. 98 レアルと評価される一軒の家屋のみであった。同家屋は、連邦貯蓄金庫(Caixa Econômica Federal) から融資を受けて取得したもので、その結果、21, 482. 32 レアルの債務を抱えることになり、同人の保有資産は、実質的にゼロであった。

2001 年、同人は、低所得の状態のままバラ・ダ・チジュッカ区へ転居したが、転居家屋が賃貸か自分の所有物かについて所得申告の中で触れていない。しかし、銀行の顧客調書票によれば、転居先の住所は、所得申告に記載された不動産とは別のリオ・デ・ジャネイロ市 barra・ダ・チジュッカ区セルナンベチーバ大通り 4600 番 B1 棟アパート第 303 号と

なっている。同不動産も自分の所有物が賃貸かあるいはどの様に支払ったのか不明である。

2002年、同人は、収入を上回る支出と資産を増加させて所得申告を行った。会社の経営者となったその年に、こんなことは可能だろうか？同人のおこなった金融取引額は、同人の収入に比べ驚かされる内容である。

・ マルコ・アントニオ・パトリアルシャ・ダ・コスタ

自然人納税者登録票 CPF 第 909, 617, 657-04 号

同人は、シブラザ煙草商工株式会社の株式の 31.15%を保有する第 2 位の株主である。同社には、数年間従業員として就業した後に会社の経営陣を形成する役職に就任しており、同人には、行った取引について確固とした知識を持っていたことが容易に推察出来る。従業員から株主経営者への立場の変更は、度々ではないが数度起こっている。しかしながら資産を殆ど保有していなかったのに何故そうなったのだろうか？2000 年末まで同人は、資産を殆ど保有していなかった。2001 年末でも、住居に関する差額（資産価値から債務を差し引いた額）の僅か 15,600 レアルの資産しか保有していなかった。

2002 年には、債務を増やさずに収入を上回る支払いを行った申告を行った。所得申告書には、シブラザ煙草商工株式会社への出資金は記載されていなかった。同人の資金の出入額は、本委員会が個別に検証した人達と同様に、収入と完全に整合していない。

・ レイルソ・ロベス・サントス

自然人納税者登録票 CPF 第 208, 981, 507-87 号

役職は不明であるが、シブラザ煙草商工株式会社に勤務し、ブラジル・イタバ煙草工業（有）会社の受任支配人であり、レウパール・エンプレジメントス・エ・パルチシパソンエス（有）会社の代理人となっている。

就任している役職からしてかなりの報酬を得ているはずであるが、検証した年度の所得申告書には掲載されておらず、2002 年のみ妥当と思われる 63,036.レアルの所得を申告している。但し、保有資産額は極僅かで、2002 年の場合（最も多額の収入を得たと申告した年）には、前年末の 79,366 レアルから 43,199.レアルへと約 46%も保有資産を減らしていた。同人の質素とも言える収入および資産と第 3 者との取引に付随した金融取引とは際立ったものになっている。

・ ジョゼ・アントニオ・ネウワルド

自然人納税者登録票 CPF 第 177, 438, 260-15 号

同人は、提出している所得申告書の内容から国税庁によって直ちに捜査されるべき人物

である。

1998年および1999年度の所得申告については、本議会調査委員会が捜査活動を開始したと同じ時期の2003年8月に修整申告を行っている。1998年度分として同人は、修整申告で非課税所得として933,327.49レアル、課税対象所得として3,459,370レアルの所得があったと申告した。何故、4年も経った後に修整申告を行ったのだろうか？また、資産として“現金”で350万レアルを保有していると申告。同人の所得は、常に第3者の自然人から受けたものとなっており、複数の法人と関わりを持っているにも関わらず法人からの所得は申告されていない。

1998年同人は、保有していたシブラザ煙草商工株式会社の株式を売却した。購入者の氏名を明記していない。さらに同年、同社の株主として可能であったが、同社から93万3,000レアルを借り入れていた。しかしながら、同借り入れ行為に正当性は存在するが、同社が危機的な状況にあったことと、資産として“現金”を申告したことを考えると不合理なことである。2000年度までの同人の資産は常に“現金”であった。2001年になって、全国法人登録票CNPJ第04,528,746/0001-23号を保持するダリストネ・ド・ブラジル・インヴェスチメント（有）会社から230万レアルを借り入れてから申告資産の種類が変わった。下記に記載する多くの法人と関わりを持っているにも関わらず法人からの所得がないことは、奇妙である。

- ▶コトラーエンプレザ・コメルシアル・エクスポルタドーラ株式会社
- ▶パカエンブ・コメルシオ・インテルシオナル（有）会社
- ▶パンデ・コメルシオ・インポルタソン・エ・エクスポルタソン（有）会社
- ▶THK エンプレジメンツ・イモビリアリオス（有）会社
- ▶ジストリヴァレ・レプレゼンタソン・エ・パルチシパソン・エ・アグロペック（有）
- ▶アジグラノ・アルマゼン・ジェライス（有）会社
- ▶トランスリネ・コメルシオ・エ・トランスポルテス（有）会社
- ▶シブラサ煙草商工株式会社
- ▶プリンス・パートナー・エンプレジメンツ・エ・パルチシパソン・エ（有）会社

同人の住所は、サン・パウロ市シャカラ・イタイン区テネンテ・ネグロン街220番アパート第1708号になっている。同不動産に関する申告記録はない。若し、賃貸住居に居住しているとしても申告はない。また、所得申告の内容が、国税庁から得た情報と大きな開きのあることも奇妙なことである。

・ **アリネ・レモス・コレア・デ・オリヴェイラ・アンドラーデ**

自然人納税者登録票 CPF 第 866, 598, 044-04 号

同人は、ジョゼ・アントニオ・ネウワルドと夫婦生活しており、夫と同じように本議会

調査委員会が彼女に関わりのある企業および人物の捜査活動を開始した同じ時期の 2003 年 9 月 1 日付けで 2001 年度の所得について修整申告をおこなった。同人は、修整申告を通じて以前に提出した元の申告内容を根底から変更し、国税庁の監査にも耐えられるようにデータを明確に記入した。同人は、元の申告では、課税対象所得 600,000 レアルの申告を忘れており、修整申告では、チャルロッテ・エンタープライズ社への出資 300,000 レアルを追加記入していた。

同人は、ジョゼ・アントニオ・ネウワルドと同様に所得の殆どを自然人から支払われたものと申告している。また、夫と同様に所得税の源泉徴収を行っていない。また、所得の次期は 1 年間の内の 1～2 ヶ月に集中していることも奇妙な点である。申告しているような所得に見合った大きな金額の取引相手の名前や取引の内容が記載されていない。さらに奇妙なことは、下記に記載する多くの企業と関わりを持っているにも関わらず法人からの所得が一切ないことである。

- ▶サン・クリストヴァン・エンプレジメントス・エ・パルチシパソンエス(有)会社
- ▶PGM ロカドーラ・デ・ヴェイクロス(有)会社
- ▶トランスリネ・コメルシオ・エ・トランスポルテス(有)会社
- ▶エクスプレスリネ・トランスポルテス(有)会社
- ▶パンドノール・インポルタソン・エ・エクスポルタソン(有)会社
- ▶フルショ・ブラジレイラ・デ・マヌファツラードス(有)会社
- ▶PGM アジェンシア・デ・ヴィアジェンス・エ・ツリズモ(有)会社
- ▶インヅストリア・コメルシオ・エ・パルチシパソンエス・サンタ・リタ(有)会社
- ▶ランダウ・アツソシアードス・トレージング株式会社
- ▶ヴィテセ・コンフェクソエス(有)会社
- ▶モレイラ・インヅストリアル・デ・マデイラ(有)会社

・ アリ・ナタリノ・ダ・シルヴァ

自然人納税者登録票 CPF 第 774, 851, 068-72 号

同人は、燃料油小売業(ガソリン・スタンド)、輸送業、建材店、ファクタリング、レストランなど経済商事活動を行っている数え切れない程の企業の所有者、出資者、共営者、代理人あるいは受任者である。驚いたことに国税庁の把握している企業だけで 121 社に達している。同人の企業帝国は、多くの業種で形成されているが、燃料油小売業(ガソリン・スタンド)の企業数が 108 社あり同事業が主力業種であることを示している。

同人は、また租税法に違反する罰則規定を定めた法律第 8, 137/90 号の適用容疑で警察から複数回の広範囲な摘発、捜査、起訴を受けている。また、燃料油の偽造罪を含め複数の

有罪判決も受けている。

同人は、事業の多様化を模索した中でタバコの生産販売事業に多額の投資を継続して行った。同人の経済力と税務当局に提出した事業決算との間の不合理性は、非常に大きなものである。

2002年、同人は所得申告を行っていない。1998年度の同人の申告した資産類は、不動産、企業への出資など128項目、評価金額は、32,272,658.25レアルに達していた。一方、抱えている債務として35,317,207.43レアルを申告し、最大の債権者は、ポリアナ・トランスポルテス（有）会社となっている。参考として同社は、アパレシダ・マリア・ペスト・ダ・シルヴァの金融取引相手の債務者としても登場している。

ポリアナ・トランスポルテス（有）会社は、輸送事業者であるにも関わらず、自然人から金を借りたり貸し付けたりする金融会社のような事業をおこなっている。

非金融企業なのに金融取引に関わっている企業として夫婦が関係している企業にペトロフォルテ・ブラジレイロ・デ・ペトロレイロ（有）会社があり、同社は、アパレシダ・マリア・ペスト・ダ・シルヴァの所有になっているが、アリ・ナタリノ・ダ・シルヴァ自身は出資していないにも関わらず3,820,822.93を借財している。

・アリ・ナタリノ・ダ・シルヴァの電話盗聴

電話盗聴識別記録は、ID 9888107番で登録され、その中でアリは、ヴィヴィアン（女）の名前の人物に彼女が探すことになっている契約書類を見付けていないことに苦情を申し立てていた。同人は、彼女に対してマルコ・アントニオ（ゴイアス州ゴイアニア市に居住するアリの子息）に連絡をとり、レイ社（レイ商工（有）会社—タバコの生産企業）の事業の面倒を見るように伝えることを頼んだ。契約には、アリの子息であるエリック・ダ・シルヴァ、ペドロ・ダ・シルヴァ・コレア・デ・オリヴェイラ・アンドラーデ・ネット下院議員の子女のアリネ・レモス・コレア・デ・オリヴェイラ・アンドラーデおよび同女の所有するカミニョネイロ・ヴェイクロス（有）会社がかかわっている。同契約の中でアリは、2003年3月24日に2,200,000米ドルでレイ社（レイ商工（有）会社—タバコの生産企業）を購入し契約書が領収書となっていた。

電話盗聴識別記録 ID 8255137番では、アリは、ペドロ・ダ・シルヴァ・コレア・デ・オリヴェイラ・アンドラーデ・ネット下院議員から電話を受け、インドの領事と話しをした結果、砂糖およびアルコールに関心を寄せたと伝えて来た。一方アリは、インドが輸出出来る溶剤に興味があると伝えた。さらに同人は、同下議の協力に対する反対給付としてエ

ンプレザ・パワー・キミカ社から一定の金額を毎月支給することを伝え関心の強さを強調。

電話盗聴識別記録 ID 8675261 番および同 8689943 番では、アリは、子息のエリックに対し、上記の下院議員とファヴィオおよびマルシオの 2 人の人物が出席する会議について伝え、同会議で下院議員に毎月提供する金額を決定する。さらに、具体的な金額として月額 200,000.00 レアルの案を提示した。後日、エリックは、アリと話し、同金額を下院議員が受け入れたことを確認した。

2003 年 2 月 7 日の電話盗聴識別記録 ID 8702105 番では、エリックは、アリと話し、既に言及したファヴィオ・ネットが秘密契約の（机の引出しに仕舞って置き第 3 者に公開しない当事者間のみ不法契約）締結に必要なペドロ・ダ・シルヴァ・コレア・デ・オリヴェイラ・アンドラーデ・ネット下院議員に関する情報データを提供して来たことを伝え、火曜日には、エンプレザ・パワー・キミカ社に関わる ANP の契約に同下議の名前が記載されることを伝えた。

・ デボラ・アパレシダ・ゴンサルヴェス

自然人納税者登録票 CPF 第 104,070,918-40 号

同人は、アリ・ナタリノ・ダ・シルヴァの現在の妻である。同人は、夫が出資している企業の中の 90 社に共営者、所有者、代理人あるいは従業員として関わっている。その他、夫の名前のない 35 社にも出資者などとして関わっている。すなわち、デボラ・アパレシダ・ゴンサルヴェスは、夫と同様に多数の企業で構成される企業帝国を所有しているわけである。

デボラ・アパレシダ・ゴンサルヴェスの電話盗聴

電話盗聴の結果、夫婦はタバコに対して関心を持っているのは疑いのないところである。

2003 年 2 月 7 日の電話盗聴識別記録 ID 8677205 番では、デボラとアリの会話についてである。彼女（デボラ）は、共営者達が行った金額および書類上の不正を正す目的でリオ・デ・ジャネイロに所在するタバコ工場に出向いた。“カリオカ”と呼ばれていたのは、工場に勤務しているフラヴィオおよびファヴィオで、同人達は税務検査官が工場に来て書類を押収していったと説明するも、デボラは、同人達の話信用せず、同人達は工場の資金を横流ししていると反論していた。

電話盗聴識別記録 ID 8737063 番では、デボラは、ゴイアニア市のマルコ・アントニオにペドロ・ダ・シルヴァ・コレア・デ・オリヴェイラ・アンドラーデ・ネット下院議員の子息のファビオ・コレア・ネットが経営管理しているリオ・デ・ジャネイロのタバコ工場の

問題を打ち明けていた。

・ **オスマール・ジョゼ・デ・ソウザ・ファイリョ**

自然人納税者登録票 CPF 第 102, 607, 248-40 号

ブラデスコ銀行の顧客調書票によれば、同人は、ブラジル・イタバ煙草工業（有）会社の経営支配人であると申告し、1998年から2000年まで同社の代理人を務めた。同人の所得申告には、ビンゴ（bingo 遊戯場）およびレルパール・エンプレーンジメントス・エ・パルチシパソエス（有）会社が経営株主権を持つインフルパール・インヅストリア・デ・フルタス・パラナ（有）会社に出資している。同人とタバコ工業との関わりは、明白で不法タバコ市場には、多くの人物企業の全てがお互いに結び付き巨大な複合企業集団を形成していると見ている本調査委員会の予想をさらに裏付けるものとなっている。

オスマール・デ・ソウザ・ファイリョは、外国で多額の支出を行っていたが、支払った所得税は形だけのものであった。同人の資産は、表面上は、父親のオスマール・ジョゼ・デ・ソウザからの資金提供によって成立しているが、驚くべき速度で増加している。本委員会が検証した年度に限っても同人の所得に整合しない外国への旅行と思われる中でドル建ての支出を行っている。さらに同人は、多くの取引に関わって居るのに申告所得は低く、所得税も形だけの額しか支払っていない。同人の資金の出し入れは、捜査して来た殆ど全ての人物と同様に金額が大きく非常に不透明である。

・ **ジウリアノ・パシェコ・ベルトルシ**

自然人納税者登録票 CPF 第 135, 638, 19-74 号（訳者：原文の数値に疑義あり）

同人は、1998年から2000年までブラジル・イタバ煙草工業（有）会社を所有する企業の一つであるサンパール・エンプレーンジメントス・エ・パルチシパソエス（有）会社の代理人を務めた。その時期、同人は所得税を支払っておらず、特に、2002年には50万レアルの資産を保有していることから奇妙とした言いようがない。課税されない不明瞭な所得で生活し、親族からの借金が2000年から始まり、借り入れ残高は2002年には、天文学的とも言える415,900レアルに達している。同人も捜査した他の人物の標準から外れず資金の出し入れは、常識を超えた額になっている。

6. ロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァ（ロボン）の不正帝国

自然人納税者登録票 CPF 第 697, 177, 298-91 号

2003年9月3日以来、サン・パウロ市で収監されている同人は、ブラジル最大のタバコ密輸者と考えられている。同人のタバコ工業企業に対する出資は、ブラジル企業に留まらず、パラグアイ企業にも及んでおり、同人が全額あるいは一部出資しているパラグアイの企業は以下のようにになっている。すなわち。

- ▶タバカレラ・ヘルナンダリア
- ▶コイメクスポルト
- ▶タバカレラ・ボケロン
- ▶スダン・パラグアイ
- ▶タバカレラ・グアラニー

ブラジルで同人は、フェントン、スダンおよびアメリカン・ヴィルジニアなど全てのタバコ生産会社に出資あるいは緊密な関係を維持し、外国に輸出されるべきタバコ製品を国内で不法に販売流通させている。同人の事業は、タバコに限らず、トップ・ヒル、トランスポルタドラ・ブファロ・ブランコ、燃料油小売業、小売店舗およびその他の企業にも及んでいる。

検察庁は、ブラジル人のマルセロ・ストラシエリやパラグアイのタバカレラ・ボケロン社者の所有者であるパラグアイ人のジュリオ・オスワルド・ドミンゲス・ジッビなどを“ロボン”と一緒に告発した。

告発の容疑は以下のようになっている。

a) 2001年9月、書類不在を理由に輸送中のタバコ87函が押収された。自動車で輸送されていたタバコは、露天商であるジョゼ・パウリノ・ドス・サントスおよび同ジョン・パチスタ・ジョルジェ・ダ・コスタ両人が出資共営者となっているショピング・SL・コメルシオ・インポルタソン・エ・エクスポルタソン（有）会社の所有していたものであった。捜査によって後日、同社は、密輸と偽造タバコの販売で名の通ったロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァが仕切っている企業であったことが明らかになった。;

b) 1997年10月、パラグアイのフェルナンド・デ・ラ・モラ市にカルロス・アントニオ・ヅアルテ・トッレスおよびガビノ・メサ・アルミロンの両パラグアイ人が共同で出資したドラゴン・インポルト責任有限会社が設立された。一年後、パラグアイ人のロッケ・ロドルフォ・アントニオ・カブラル・カレアガに広範囲な権限を付与した委任状を渡した。同人とロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァ間に取り交わされた文書によって同社の真の所有経営者は、ロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァであることが判明した。

c) 2001年1月から2月間の報告書には、パラグアイのパペレス・パラグアイオス責任有限会社に対する送金事実が記載されていた。ショピング・SL・コメルシオ・インポルタソン・エ・エクスポルタソン（有）会社発行の小切手は、“ジョルジェ・アルミウム”社の社員に渡された。小切手の写しの横には“我々の”の記載が見られた。その他、上記の企

業2社とも“ロボン”が仕切っている組織を構成する会社であることを示していた。

d) 2001年4月1日、ロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァおよびトミ・ジラス・エウレテリオ・ダ・シルヴァの両被告人は、パラグアイのシダデ・デル・エステに150億グアラニー、約400万ドル相当額の資本金をもつコンパニア・タバカレラ・グアラニ株式会社を設立した。

e) サン・パウロ地区連邦裁判所第6法廷は、“ロボン”に対して密輸、偽造、脱税などの違法行為の証拠が存在するとして、起訴番号第2002, 34, 00, 040639-3号を受理し審理を開始した。

以上の審理調書は、以下の手段を通じて証拠を得た。すなわち、

a) 電話盗聴識別記録 IDs 200303061115022番および同200303061119182番では、2003年3月6日、マルセロは、SUDAM（アマゾン地域開発庁）のタバコ輸出課税伝票を大量に保有しているアンドレ（ポンタ・ポラン市）に電話を掛けて同伝票の購入希望を伝える。マルセロは、“ソウザ・クルス”社製タバコとそっくりな偽造タバコを購入したと伝えた。

b) 電話盗聴識別記録 ID 200306231321010番では、ジオジェネスがラッセルに電話を掛け、デルビが“ポウザ・クルス”の紋章を持っておりそれを売却しているか否かを照会。ラッセルは、携帯電話に通話妨害がされていると感じ、別の電話で連絡を取ると話した。

6.1 受領した書類と通話機密解除を基に、下記の企業に対する“ロボン”の関与について下記に詳細が可能になった。すわち、

▶ **トランスポルタドラ・ブファロ・ブランコ社：**

サン・パウロ市イピランガ区フロリアノ・デ・サ街93/101番で操業している。マルセロおよびソッコロの両人が責任者として経営し、輸送業を偽装し不法タバコを正当なものに偽装するために課税伝票の偽造などを担当。マルセロ・ストラシエリ・バルボザおよびゴンサロ・パイニョ・ダ・シルヴァの両人が出資共営者となっている。

▶ **PRT コメルシオ・インポルタソン・エ・エクスポルタソン（有）会社：**

集荷発送書類のない大量の製品を保管していた現行犯として逮捕されたゴンサロ・パイニョ・ダ・シルヴァが出資共営者となっている。製品は、ショピング・SL社の本社で押収された。

▶ **ジノサウロ・コメルシオ・インポルタソン・エ・エクスポルタソン（有）会社：**

2名の出資共営者を明かしたが、経理事務所から押収された書類では、密輸および不正手続きを行っている分野で通常に行なわれているように、素朴な第3者を利用していることを示している。電話盗聴および同社あてに発行された小切手などから、真の所有経営者は、ロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァであると指摘出来る。

▶**ショピング・SL・コメルシオ・インポルタソン・エ・エクスポルタソン（有）会社：**

ジョン・バチスタ・ジョルジェ・ダ・コスタが共営者となっており、ロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァ“ロボン”が共営者になっているパラグアイのパペレス・パラグアイオス社の資本金の振込み用に同社が振り出した小切手に署名していた。さらに、同社の銀行関連書類中の小切手裏面に“ロボン”と記載されており、小切手の大半の受益者は、スダン・タバコ商工（有）会社となっている。

▶**スダン・インヅストリア・エ・コメルシオ・デ・シガロス（有）会社：**

サン・パウロ州カジャマール市オサカ街 21500 番、区画 03 番、第 04 番—AB に所在するタバコ生産会社。出資所有者は、ダニエル及びデヴィッド・ヨングの両中国人並びにブラジル人のマウリシオ・リジリオ。“ロボン”から原料資材の提供を受けてタバコを生産し同人に引き渡しており、偽装輸出の構成メンバーである。

▶**ショピング・イナライ・コメルシオ・インポルタソン・エ・エクスポルタソン（有）会社：**

出資共営者は、イラシ・ローザ・ダマスセノおよびエジナ・クリスチナ・デ・オリヴェイラの 2 名。同社は、“ロボン” 経営責任者アデライデによって創設された。関係書類は、当局が検証のため押収中。同社は、手続きを合法化するために設立され使用されていたものと信じられている。

▶**ABCD SL—ジストリブイドーラ・デ・シガロス（有）会社：**

サン・パウロ市マリナ・クレスピ街 86 番に所在し、“ロボン”の子息であるトミー・ジアス・エウレテリオ・ダ・シルヴァが、同所で妻のミシェレ・カンパネリおよび同女の母親であるマリア・イザベルおよび警備員の協力を基に、貨物の受領およびヤマシタを通じて印刷したタバコの偽造証紙および梱包函などを使ってスダン社からの不正な注文に対する契約手続などを行う配送業者である。

▶**トップ・ヒル会社：**

サン・パウロ州サン・パウロ市パイロ・ドス・ジャルジンス区に所在する不動産造成会社で出資所有者はスダン会社、責任者は、ルーベンス・クラウジオ・ジェネールとなっており“ロボン”と頻りに逢って彼等の市場戦略を相談している。

▶**デポジット1（第一倉庫）：**

BIGと命名されサン・パウロ市バラ・フンダ区マリア・シウフリ・ザンフェリセ街157番に所在。“ロボン”及び一味が密輸および偽造したタバコの再配送を行うための場所および倉庫である。

▶**デポジット2（第二倉庫）：**

サン・パウロ州サン・パウロ市モッカ区オウリニョス街350番に所在、パラグアイから送られてくる“ロボン”向けのタバコの購入配送を仕切っているマルセロ・ストラシエリ・バルボザの住居土地内に所在。マット・グロソ州カンポ・グランデ刑務所へのタバコの供給責任拠点である。

▶**トランスポルタドーラ・ブッファロ・ブランコ会社：**

セアラ州フォルタレーザ市ジョン・クリスピン街1166番に所在し、マルセロ・ストラシエリ・バルボザの子息であるマックス・スカロネ・バルボザの就労場所。同人は、サン・パウロ市の父親から送られてくる貨物を受け取りセアラ州内の不法貨物の購入者に配送する責任を負っている。

識別済の容疑者

▶**ジョン・ヘレノ・ゴメス：**同人は、ペルナンブーコ州での違法タバコの配送責任者。貨物は、セッラ・タリヤーダに保管している。

▶**ライムンド・ノナト・ソブラル・エ・ルシアノ：**同人は、トミー・ジラス・エウレテリオ・ダ・シオルヴァから送られてくる貨物を受け取り、セアラ州内で配送する。

▶**アントニオ・カルロス・フェレイラ：**同人は、“ロボン”から受け取った違法タバコをパライバ州で購入、販売、配送者。

・贈賄および警察の目こぼし

“ロボン”は、同人の率いる犯罪組織の活動を平常に行えるように税務検査官、警官、公務員などに贈賄金を払い、街道、高速自動車道あるいは倉庫の中などで現行犯で抑えられても貨物が解除されるように担保している。

ロベルト・エウレテリオ・ダ・シオルヴァの工場あるいはパラグアイのオスワルド・ジッピの所有するタバカレラ・ボケイロン社で生産されたタバコは、両国の警察および通関当局との協定によって守られて密輸されていた。

・資金移転

“ロボン”によって行われているブラジル/パラグアイ、ブラジル/アルゼンチン、ブラジル/ウルグアイ間およびその他の資金移転は、サン・パウロ市ベラ・ヴィスタ区ラウル・カミロ街 47 番 702 号に所在する両替店（イントウリスト旅行代理店）を通じて行われている。資金の対外送金と組織の資金勘定は、既に起訴されているフロラの名前で知られているオルガ・ヨウセフ・ソロヴィオヴによって行われている。

・経理処理

“ロボン”の傘下企業の経理責任者は、サン・パウロ市中央区カンタレイラ街 327 番 02 階 05 号室に事務所を構えるアデライデ・ロドリゲス・ドス・サントス・ペレイラで関連企業の税務検査、租税、労務および“ロボン”直属の従業員について処理している。

7. パラグアイ人のジュリオ・オスワルド・ドミンゲス・ジッピ

パラグアイのタバコ密輸に触れると直ぐに浮びあがって来る名前が、タバサレラ・ボケロン社の所有者でシウダー・デル・エステ市に子会社のタバコス・モンテカルロ会社を創設したジュリオ・オスワルド・ドミンゲス・ジッピである。

同人は、子女の名前で登録してある航空機ベル/90、LA 46 系を使用して、密輸あるいは不正手続き行為を行っている。同人の所有工場では、ブラジル市場で著名商標となっている Belmont、Campeão、Derby、Indy、LS、Minister、Mistura Fina、Mustang、Oscar、Plaza、Ritz、US および Vanguard の 13 種類の偽造商標タバコを生産している。

8. パラグアイでタバコを生産しているブラジル人

ABCF は、本議会調査委員会にパラグアイでのタバコ生産者リストを提出した。リストに網羅されたタバコ生産者達は、2002 年にブラジル国内で消費されたタバコの 32.5%に当たる 460 億レアルの資金を動かした一味を構成している。以下に、パラグアイが提供する条件を悪用して同国に拠点を構え、ブラジルで構築した流通機構を通じてパラグアイで生産したタバコを流通させている企業名とブラジル人の名前を提示する。

▶ タバカレラ・スダン・SRL 会社—ブルノ・アルベルト・ボッフ；パラグアイ国籍を保有し、同社の資本金の 25%を保有。マウリシオ・ロジリオ；ブラジル国籍、同社の資本金の 25%を保有している。

▶ アグロインヅストリアル・イ・コメルシアル・ポルト・フランコ会社—シルヴィオ・ザンカナロ；既婚者で同社の資本金の 40%を保有。ライノルド・ウエンデット；既婚者、職業

は商人、同社の資本金の 20%を保有。

▶ **インペリアル・タバコス SRL 会社**—ルーベンス・カテナッシ；独身、移民としての永住登録を保有。同社の社長で資本金の 60%を保有。

▶ **コンパニア・パラグアイア・タバコス (Tabapar) 株式会社**—ジョン・セザール・パッソス；既婚者、移民としての永住登録を保有。パラグアイのサルト・デル・グアイラに居住し、同社の資本金の三分の一を保有。

▶ **サウス・アメリカン・タバコス株式会社**—オラヴォ・ウンフェール；ブラジル国籍、商人、同社の資本金の 8%を保有。**グスタヴォ・デ・オリヴェイラ・アルメイダ**；ブラジル国籍、商人、同社の資本金の 12%を保有。**ジョン・セザール・パッソス**；商人、パラグアイの永住許可証を保有し同社の社長で資本金の 40%を保有。**ダルトン・デ・パウロ・フレイタス**；商人、パラグアイの永住許可証を保有し同社の副社長で資本金の 40%を保有。

▶ **タバコープ・SRL・インポルタソン・エ・エスポルタソン会社**—ラモナ・ペイショット・ヴィラルバ；ブラジル国籍、ラウル・ヴィタルバ・ジルの妻で同社の出資金の 50%を保有していた。**フェルナンド・マルコス・ヌネス・レスメ**；既婚者、同社の資本金の 50%を保有していたが、ブルノ・アルベルト・ポッフに売却した。**マリア・エリザベス・ロッシ・レスメ**；パラグアイ国籍、フェルナンド・マルコス・ヌネス・レスメの妻。**カルロス・アルベルト・デ・オリヴェイラ・ゴメス**；既婚者、同社の出資金の 50%を保有。**ノエミ・クルス・デ・オリヴェイラ・ゴメス**；既婚者、カルロス・アルベルト・デ・オリヴェイラゴメスの妻。**ブルノ・アルベルト・ポッフ**；パラグアイ国籍、同社の出資金の 50%を保有。**エノエリ・ペレイラ・ポッフ**；ブルノ・アルベルト・ポッフの妻。

▶ **タバカレラ・セントラル株式会社**—ロッケ・ファビアーノ・シルヴェイラ；パラグアイ国籍、同社の株式の 40%を保有。**ジョゼ・マリア・ジェルシ**；同社の株式の 30%を保有。

▶ **ラ・ソベラナ・デ・タバコス株式会社**—ジョアキン・ジョゼ・デ・ラ・トッレ・アランダ；ブラジル国籍、同社の株式の 50%を保有。**アレシャンドレ・ガルヴァン・テイテ**；ブラジル国籍、同社の株式の 50%を保有。

▶ **タバカレラ・グアラニ株式会社**—ロベルト・エウレテリオ・ダ・シルヴァ（ロボン）；既婚者、パラグアイのシウダー・デル・エステ市に居住し、同社の株式の 50%を保有。**トミ・ジラス・エウレテリオ・ダ・シルヴァ**；ロボンの子息で、同社の株式の 50%を保有。

▶ タバカレラ・ヴェネト株式会社ーセザール・ルイス・クアドリ・サンチ；パラグアイ国籍、既婚者、同社の株式の45%を保有。

▶ ボロチ・SRL（タバカレラ）ーアニジオ・アブロン・セレンチニ；独身、同社の出資金の50%を保有。

9. ブラジの市場に供給している主なタバコ生産企業

▶ モンテ・パス社

▶ タバカレラ・ボケロン・パラグアイ社

▶ タベザータバカレラ・デル・エステーパラグアイ社（シウダデ・デル・エステ市）

▶ ラ・ヴェンセドラーパラグアイ社（アッスンソン市）

10. 主な仲介者

▶ ラモン・ヌネス

▶ ジエゴ・ナラ

▶ パブロ・プリエト

▶ ヨヨセ・セバスチオン・ブルノ・フランコ

▶ ジャミル・フォウアド

第IV章：複写機

1. 複写機の市場

2003年、全世界で約450万台の複写機が販売されたが、ブラジル市場では、全世界の約1.5%に相当する6万7,000台が販売された。2003年年度の販売台数は、2002年度比23%減少した。減少の原因は、複写業務を第3者に委託（outsourcing）する傾向が増加し、社内に複写関連機器を保有する機運が衰え第3者のサービスを利用するようになったためである。

2003年、ブラジル市場でシェアを伸ばしたのは、“Simpres”および“Sharp”の2社のみであった。前年、41%のシェアを持っていた“Xerox”は、26%に後退した。2003年度ブラジルで販売された複写機の約70%が新品で15.8%が再生産品、残りの14.2%は中古輸入品（再生品）であった。

2. 告発

IDCによれば、2003年度には、大量のシャープ商標再生デジタル複写機がブラジルで販売され多くの場合新品として販売されていた。調査の結果、ブラジルにこれらの複写機を送って来たのは、マイアミ、カリフォルニア、オハイオの各州およびその他の米国地域の企業であることも判明した。

興味深い事実として、シャープ製品の価格は、同機能の他社製品に比べて大幅に低い価格で販売されていることである。米国のマイアミでの販売価格より多少高めに設定されていただけであった。

平行闇市場には、2001年頃から大手企業を退職した大量の技能者が、自前のビジネスを開業しようとして、パソコン、複写機及びその他の電子機器の輸入を始めていた。その後、平行闇市場は、一層活発化し力を付けて来ている。

ブラジルでは、違法活動となっている中古機器の輸入ではあるが、IDCでは、ブラジルでは相当古くから通常的に行われていたことを確認した。この種の活動を行っている企業は、税務当局の検査を逃れるために各種の人為的手段を使っている。

上記の輸入業者によって使われている手段の一つに、機器の一部を解体、特に外側のプラスチック覆いのない状態で持ち込むことである。同方法であれば、技術支援用構造部品の輸入と分類される。その他に、米国から発送された機器をその他のラ米諸国、特にウルグ

アイおよびパラグアイを経由させて輸入する輸入業者も存在する。

これらの機器の出所は米国で、現在営業中のリース企業でリース契約期限の到来した複写機器を特に中古複写機器を扱う企業に売却したものである。これらの企業は、購入した中古機器を再販するために再生産工程を施すわけである。

中古複写機器の輸入を急増させている主な原因は、米国市場で安価に入手出来ることである。米国で販売されている再生複写機の価格は、新品の約42%も安くなっている。

第V章：著作および出版権

ブラジル経済の中に占める書籍分野の割合は、脱税などで国の金融バランスに影響を与える程の比重を持っていないが、情報の伝達および記録などの行為の価値を否定するものではない。社会に対する評価は、単に大きいだけでなく文学、芸術、科学、それらを伝達する広報手段などを包括して行うものである。

1. ブラジルの書籍市場

SNEL（ブラジル出版社組合）のデータによれば、出版業界の年間売上は 21 億 8,000 レアルで、その内の 20%、すなわち 4 億レアル内外が海賊版となっている。

書籍部門での海賊版は、主に科学、技術および専門書分野で横行している。特に、専門書について顕著で、出版される同書籍の 90%が海賊版である。すなわち、専門書分野の売上の 1レアルの内の 0.90レアルが不正出版物となっている。

ABPDEA によると出版工業分野は、業界別に見て海賊版が 2 番目に多い業界で年間 4 億レアルの売上と多くの雇用機会を失わせている。

2. 著作および出版権の海賊版

この分野で海賊版が力を付けているのは、学生による書籍の複写（一部あるいは全部）が黙認されているからである。

一度、不正行為に嵌ると、加担するグループの力はますます増大し、数も増え全国に広がっていった。学術の中核として庇護されている大学で恒久的に行われるようになり、必要なライセンスを取得せずに工業的な規模で複写物を生産しさらに書籍を複写するようになった。幾千冊もの複写物が違法な形で販売され不当競争を発生させている。

この犯罪行為（刑法第 184 条に規定する著作および典型類似権違反）は、学生、教授および複写業者などによって広く行われているが軽微な不正行為として簡単に放免されている。ただし一方では、出版社および著作者は、日々に衰え事業あるいは生活を維持するために別の分野職業を模索している。

租税も支払わず製品の開発努力も行わず人材の育成投資も人材も抱えず、広報宣伝も行っていない相手との不当競争に当面している出版業界には、調査および大胆な企画への投

資のための財政的余裕が少なくなって来ている。印刷部数は、減少し新規企画に対する関心も薄れて来ている。著作者達は、作品の販売報酬を受け取れなくなっている。著作権を侵害されたと感じ著作活動を断念している。学生達には、読書および調査研究に対する奨励策が不在で日々の知識の積み重ねも少なくなって来た結果、市場が必要としている準備が出来なくなっている。このような状況下での勉強では、出版社および著作者はおろか学生、ひいては国の文化をも損なうことを示唆している。

第VI章：音響および映像産業

1. 音響市場

海賊版は、特に過去5年間、ブラジルの音楽市場を席卷した。1997年当時、海賊版CDの市場でのシェアは、3%程度に留まっていたことから正規の工業には影響を与えていなかった。デジタル技術の進歩と機器の入手が容易になったことで海賊版は大飛躍を遂げた。

ブラジルで売られている音楽製品の59%が海賊版製品であることからその規模の大きさが推し量れる。(フランセスチニ市場調査院の行った調査結果によると、ブラジルでは、年間約1億1,500枚の海賊版CDが売られており、海賊版CDの売上規模は8億リアルに達している)

生産コスト、市場広報、租税、録音コスト、輸送配送コスト、著作権料、翻訳権料およびその他無数の項目のコストを負担しなければならない正規の音響工業界は、CDコストしか負担しない海賊版工業と競合することは完全に不可能である。

ブラジルの音楽工業が、近い将来、ドアを閉める可能性は、単なる言葉の綾でなくなって来ている。業界に関わる全ての分野での就労職数は、既に30%消滅しており、レコード会社と専属(就業)を結んでいた芸能人の30%はフリーにされている。ABPDによれば、過去5年間にブラジル全国で2,000軒の正規のCD販売店が店を閉じた。新盤の発表も30%減少しており、海賊版CDの増加によって約5億リアルの税収が減少していると試算されている。

海賊版CDを出現させたのは、密輸CDRと呼ばれる新規記録用CDRの存在である。同ディスクの大生産地は、台湾である。同CDRは、不法な手続きで国内に流入している。

2. 世界の偽造、海賊版CDの現状

国際音響工業連盟(IFPI)によれば2003年における海賊版音響製品の売上高は、約46億ドルに達している。10億枚を超える海賊版のCDが販売されており、全世界で販売された、3枚のCD内の1枚が不法CDであった。

国際的海外版では、インターネットを通じて、作曲に対する代価を一切支払わずに取り込み、録音、発信するのが一般化している。

国際音響工業連盟(IFPI)では、海賊版行為に最も影響を受けている世界10カ国の名前を発表。その中にブラジル、中国、メキシコ、パラグアイ、ポーランドおよびロシアなど

が含まれている。ブラジルでの海賊版製品市場の売上は、正規製品市場を凌駕している。

3. ブラジルでの偽造海賊版 CDs および DVDs

海賊版音楽とは、ブラジルでは 1998 年 2 月 19 日付け法律第 9,610 号によれば、法的に保護されている音響作品（ビデオ、音響映像作品を含め）に対する権利に代価を払わず、承認（著作者、出版者、芸術者および音響製作者）を得ずに複写、再生産、不当に使用したり販売したりする行為である。

ブラジルの音響部門で最も多く行われている海賊版による破壊行為は、録音可能な全ての材料を使って音楽作品を再生産する方法である。現在、最も広く使われているのは、CDR（新規記録用）で著作者の許可なく著作権料を払わずに再販用に使用している。包装材料は粗悪な作りで複写していることから容易に識別出来る。これらの再生産製品は、フェイラ（正規の路上市）、暫定路上市および類似市、路上店、一般店舗および京浜娯楽地などで何らの咎めを受ける様子もなく売られている。

音響分野での海賊版行為は、4 つに識別することが出来る。すなわち、模造（オリジナル製品の偽造）、編集（許可を受けずに芸能人集、同一分野の音楽集を収録）、ブーツレグ（ショー、コンサートなどを無断で収録し、後ほど CDR（新規記録用）にして販売）、および海賊版インターネットで、インターネットを通じて、作曲に対する代価を一切支払わずに取り込み、録音、発信する行為などである。

海賊版インターネットを除いて、その他のケースについて、大量の CDR（新規記録用）がブラジルに入って来るのを避けることは不可能である。ブラジルでは、それら製品の流入は、密輸ルートを通じ通常的に行われている。注目すべきことは、それらの密輸行為は、東南アジア諸国、特に台湾で生産された製品をサン・パウロに拠点を置く中国人およびレバノン人のマフィアによってフォス・ド・イグアス或いはパラグアイ側を通じて行われている。通常、中国人は、CDR（新規記録用）を輸入した上で一部の収録するだけで、残りの本録音、新規記録用 CDs を含めた販売、配送はアラブ人グループが行っている。

4. CD-ROMs の輸入

全輸入の約 70%は、下記の 4 社によって行われている。すなわち、

- ▶ オウプラス-コメルシオ、インポルタソン・エ・エクスポルタソン（有）会社
- ▶ カイホング-マックス・ミジア・ド・ブラジル（有）会社
- ▶ コメルシアル・メガミジア（有）会社
- ▶ タス-トレージング・インポルタソン・エ・エクスポルタソン（有）会社

最初の3社は、サン・パウロに拠点を置いた中国人グループの所有になっており、主な出資者は、オウ・ヤオ・ツゾウ (OU YAO TZOU)、ウ・ユ・ウエン (WU YU WEN)、ウ・ユ・ジェン (WU YU JEN)、チンアン・フミング (TIAN FUMING)、およびその他となっている。最後者は、パラナ州マリンガ市に居住しているが、他の3人とは密接な関係を保っている。上記の4社だけで、2002年度にブラジルに輸入された5,500万枚のCDRの内の約4,000万枚を輸入した。

同グループは、輸入したCDRをブラジル全国、特に、海賊版音響製品の販売拠点として有名なサン・パウロ、ヴィトリア・ダ・コンキスタ、フェイラ・デ・サンターナおよびカルアルなどに供給している。

CDs輸入企業の特徴は、警察、税務あるいはその他全ての監督当局の追求を困難にするために社名を頻繁に変更することである。例えば、タストレージング・インポルタソン・エ・エクスポルタソン(有)会社は現在すでにH & S-トレージング・インポルタソン・エ・エクスポルタソン(有)会社に変更されており、オウプラス-コメルシオ、インポルタソン・エ・エクスポルタソン(有)会社は、カイホング-マックス・ミジア・ド・ブラジル(有)会社に改称された後に現在はコメルシアル・メガミジア(有)会社になっている。

しかしながら出資関係自然人は、常に同じ人物達になっている。これらの情報は、貿易局(Sedex)から提供された資料を分析した結果得られたものである。

5. ラウ・キン・ショング (Law kin Chong) とブラジルのCDs輸入

同人が、約4,000万枚のCDR(compact disc recordable)を国内に持ち込む責任を担っている各社からなるグループ網を仕切っているとする強力な徴候が存在する。

6. ブラジルにおける偽造CDsに対する音響工業分野の対抗策

1995年以降、ブラジルの音響工業は、海賊版の実態調査に数百万レアルを投じて来ており海賊版行為が明らかになった場合には提訴もして来ている。音響著作権擁護協会(APDIF)では、これらの犯罪に対して十分な効果を挙げていないが、当局の告発および製品の押収などに協力して来ている。

過去4年間に約3,000回の押収執行が行われ、収録済および未収録のCDs約3,600万枚と6,700個を超える偽造製品用収録ドライブが押収された。

7. 映画市場

海賊版は、音響映像作品の創作準備、生産および配給部門で最低6万人の雇用を抱える

ブラジルの映画市場を壊滅させる程の影響を与えた。

損害額は、全市場の 35%に相当する 3 億 7,000 万リアルに達している。

さらに、1 万 7,000 人の雇用口が削減され、年間 1 億リアルに達する脱税に繋がっている。

以上、採り上げ言及しているのは、CDs であるが、映画の海賊版の主要材料となっている DVD に関しても状況は同様である。

第Ⅶ章：ラウ・キン・ショング (Law kin Chong)

1. ラウ・キン・ショング (Law kin Chong) の犯罪帝国

本議会調査委員会の活動を通じて行われた、多数の書類の編綴を含め多くの回数の捜査によって、海賊版議会調査委員会では、ラウ・キン・ショング (Law kin Chong) がブラジルでの海賊版製品の不正手続き、密輸、受領など違法行為の最大責任者であるとの結論に達した。

サン・パウロ市での商品の受領は、捜査の対象となったサン・パウロ州サン・パウロ市セ区バロン・デ・ツプラト街 181 番に所在する“ショッピング・ヴィンテ・エ・シンコ・デ・マルソ”として知られているビルの7階に置かれた本部の周辺や隣接街に所在する“ガレリア・パジェ”、“ショッピング・オリエンテ”などで行われている。

ラウ・キン・ショング (Law kin Chong) の取り仕切る一味の組織構造は、強固なもので当局機関による介入を受けるケースがほとんどなかったことに加え、組織として何者も恐れない程の権力を誇示しながら取り仕切る違法商品を販売店に供給する役割を担っていたが、本議会調査委員会によって実行された複数回の押収によって終局した。

2. ラウ・キン・ショング (Law kin Chong) の企業

本議会調査委員会が受け取った書類を基にマナウス自由貿易地区に設置されたラウ・キン・ショング (Law kin Chong) に繋がっている可能性のある幾つかの企業について触れて置くのも重要なことである。

本議会調査委員会が受け取った書類から抽出した情報を基にすると、ラウ・キン・ショング (Law kin Chong) によって直接あるいは間接的に構築された可能性のある一つ企業網を明らか出来る。すなわち、

- a) カリンダーインヅストリア・デ・レロジオス・エ・プリンケードス (有) 会社
- b) トラセ・ジスク・ムルチミジア・ダ・アマゾナス株式会社
- c) テクウエイ・ダ・アマゾナス・インヅストリア・エ・コメルシオ (有) 会社
- d) オウプラスーコメルチオ、インポルタソン・エ・エクスポルタソン (有) 会社
- e) カイホング・マックス・ミジア・ド・ブラジル (有) 会社
- f) コメルシアル・メガミジア (有) 会社
- g) タス・トレージング、インポルタソン・エ・エクスポルタソン (有) 会社
- h) サテリッテ・ツリズモ (有) 会社
- i) アルファインテル・ツリズモ (有) 会社
- j) プラネッタ・コメルチオ、インポルタソン・エ・エクスポルタソン (有) 会社

k) パナラ・マルチメディア（有）会社

第Ⅷ章：ソフトウェア

1. 一般考察

ブラジルにおけるソフトウェア業界の 2002 年度の売上規模は、約 38 億ドル内外、それにその他の関連サービスの売上高は 41 億ドルとなっており、過去 5 年間における国内総生産（GDP）の伸び率を上回る成長を記録して来ている。（同数値は、ブラジル・ソフトウェア・企業協会－ABEA およびブラジルのソフトウェア市場の 85%を占めているビジネス・ソフトウェア・アリアンス－BSA から提供されたものである。）

他の経済分野の生産性を押し上げているソフトウェア分野の重要性は、現政府にも認識されておりブラジル工業振興分野の中の優先 4 業種の中に入れられている。

ソフトウェア工業は、IT 分野を支える業種で、結果としてブラジル全体としての国内経済の発展を促進する役割を担っている。本製品の需要は、パソコンの売れ行きに平行して増加し、ますます有望な市場となっている。需要の増加を支えるもう一つの要因として、インターネットの利用増加と容易にアクセスが出来るようになったことである。

2. 海賊版

世界市場での海賊版の比率は 10%減少して来たが、ブラジルでは、22%（77%から 55%へ）も減少した。減少させた要因は、国内経済界を構成する関係業界団体が警察および司法当局に協力してより効果のある活動を行った結果であった。

2002 年度における海賊版ソフトウェアの影響

- ・ ソフトウェア業界の売上損失額：13 億 6,000 万ドル
- ・ 直接租税徴収減額：3 億 2,400 万ドル
- ・ 直接/間接雇用口の損失：44,649
- ・ 市場全体における海賊版ソフトウェアの比率：55%

但し、海賊版の増加で恩恵を受けている業種も存在する。具体的には、CD-ROM 収録業者である。

もう一つ不正行為を増加させている要因は、パソコン市場の増加である。出所の不明な部品を使ってパソコンを組み立てる違法な方法で活動しているハードウェアと対になり、景品や金銭上の利点を提供する手段として違法ソフトウェアを提供している。この方法は、顧客消費者および収税当局に損害を与え、法の規定に添って正当に事業を行っている生産者および関連企業に不利な競争を求め経済に損害を与える原因になっている。

インターネットの利用拡大は、ソフトウェアの需要を引っ張り海賊版ソフトウェアの使用を拡大させていると考えられる。違法ソフトウェアのネット販売（販売あるいはオークション）およびダウンロードもこの種の違法行為を流布するのに役立っている。

以下に海賊版を実行している分野および販売手段などについて分類した。:

| 違法行為種類 | 方法 | 製作実行元 | 販売手段 |
|--------------------|---|---|---|
| 偽造 | 複写しオリジナル製品の材料に模して違法ソフトウェアを販売するのが目的。 | ブラジル国外に存在する大規模な生産設備能力を有する専門の製作機関で製作 | 未だ国内に存在していない。 |
| 海賊版 CD-ROM | 不正に模写し模写製品で利益を得る目的で販売。偽造行為と異なるのは、使用者（購入者）も違法模写製品であることを認識しており、見たところ粗悪な包装でオリジナル製品との類似性は皆無に近い。 | 半手工作の方法で現地の小規模な製作機関で製作される。娯楽ゲームソフトの場合は、ブラジル国外に存在する大規模な生産設備能力を有する専門製作機関で製作される。 | 路上販売；路上商人および暫定路上商人による販売。店舗販売；町の中央に所在する集合店舗（ガレリアおよびプロモセントロなど）での販売。広告販売；発行部数の業種広告などによる新聞広告販売。 |
| ハードウェアと対になったソフトウェア | 特にアングラ（密輸）市場で活動する業者がハードに組み込むソフトウェアを許可なくパソコンのハードディスクに記録する。 | パソコン機器を完成させたり組み立てている業者自身がパソコンのハードディスクに記録する。 | 違法ソフトを組み込んだパソコンは、販促などに広く使用されている。（景品、安売り目玉商品などとして購入される。） |

| | | | |
|------------------------|--|---|--|
| <p>企業内海賊版</p> | <p>正当な許可を受けずに機関企業内のコンピューター用に複写する。追加複写の目的は、新規認可の取得の必要なく、機関企業内（企業、学校、役所など）で使用されているコンピューターで使用するものである。しかしながら、違法複写あるいはオリジナルからの複写は、自身或いは機関企業内での使用を逸脱させ、当初認可した使用者数を越えた人数に使用を許す途を開くことに繋がる。</p> | <p>機関企業内で複写。</p> | |
| <p>海賊版オンライン</p> | <p>インターネットへのアクセスのようにこの種の行為は、就業環境内では通常のこととなっており、この種の海賊版行為は急速に拡大している。ソフトウェアは、知らない内に簡単に転送され設置される。ネット販売或いはオークションで多くのソフトウェアが販売されている。</p> | <p>独自の HP で販売；偽造者は、普通国外の接続業社のコンピューターに HP を登録し海賊版ソフトの販売広告を出す。大量に移転され（HP 一つ移転に数時間）コストも安い（無料のものもあり）。HP オークションには、大手では、大量の海賊版ソフトを提供している。</p> | <p>HP で購入；購入者はイーメールを通じて注文を出し郵便で受け取る（到着払い）。HP からのダウンロード；購入者はファイルをダウンロードする（振込みあるいはカードで支払う）。オークション；購入希望者は、インターネットで応札し郵便で受領（支払いは予め決められた規定による。）</p> |

多くのパソコン一式組立業者は、コストの引下げと競合業者との競争で優位に立とうとして上記に挙げたような不正行為を行っている。例えば、輸入申告書に10個のコンポーネントと記載しながら実際には100個を持ち込む手口などを使っている。また、外国で1個20~25ドルの箱枠を5.60ドルで輸入しながら、中にコンピューターの内容部品を詰めて持ち込むような手口なども使っている。すなわち、パソコン一式組立業者は、市場を歪曲させているだけでなく、不幸にも彼らは、パソコン市場の65%を占めていることである。

ブラジルの海賊版製品報告書で指摘出来るその他の事実として、海賊版製品の価格である。低所得者層向け市場に、ある製品を投入する場合は、通常の市場向けに比べて安価な製品を投入するが、市場および社会も同製品がオリジナル製品でないことを知りながら同製品の販売流通を支援していることである。すなわち、消費者にとって購入した製品が海賊版製品であることに関心を持たず、安いから購入するのであり、安くなるのは租税、著作生産、開発、市場広報コストを支払っていないならであり、言わば、販売価格の100%が海賊版業者の利益になっているわけである。

海賊版製品の外見特徴—複写コピー製品の場合

| 包 装 | 作品集 | 販 売 |
|--|---|--------------------------------------|
| メーカー（オリジナル供給者）から提供される包装なし。（製品を詰めた箱またはプラスチックの袋に粗悪な仕上げ印刷されている） | RW タイプの CD、工業工程仕上げと異なる（基盤の色は、黄色、緑あるいは青色）本物の工業製品の（非収録）基盤の色は銀色（パソコン用）または青色（プレイステーションあるいはドリンキャスト用） | 一般的に、全ての製品について平均市場価格に比べ非常に安くなっている。 |
| 取扱説明書および権利使用許可証など不在。 | メーカーの識別データ、品質保証紙、CD 識別証など不在。 | 課税伝票不在で売買を行っている。 |
| 内容物の存在証明は、オリジナル包装の複写で代用。 | 内容物の存在証明は、メーカーの貼付あるいは作品集に直接手書きで表示。 | 路上（路上販売業者）或いは閉鎖様式の店舗で販売されている。 |
| 外装にロット番号、設置のための暗証番号あるいはコードなどが印刷不在。 | 元となったオリジナル作品集より多くの作品が収録されている。 | 新聞或いはインターネットで広告。特にインターネットのオークションで広告。 |
| 生産者のデータ不在。 | | 郵便（SEDEX）で配達。 |

3. ブラジルでの海賊版ソフトウェアを減少させることによって得られる利点

海賊版ソフトウェアを22%減少させることに成功しているが、ブラジル・ソフトウェア・企業協会—ABEA およびビジネス・ソフトウェア・アリアンス—BSA の両団体の発表している数値によれば、さらに10%減少（現在の海賊版の比率は55%）させることが出来れば、ブラジルの全ての経済分野で年間に下記のような大きな利益をもたらす。すなわち、

- ▶ ソフトウェア分野の売上を3億900万ドル嵩上げ出来る；
- ▶ IT分野の売上を21億ドル拡大させることが出来る；
- ▶ 間接的にその他のブラジル経済分野に32億ドルの波及効果を与える；
- ▶ 13,000人の新規雇用を発生させる；
- ▶ 各界分野での売上増加に伴い、3億2,500万ドル相当の税収増加が見込める。

第Ⅸ章：医薬品

本議会調査委員会の見解は、医薬品に関する海賊版行為とは、偽造、変造或いは品質を低下させるなどを含め、当局の承認を受けず不正に生産している行為である。

正当に許可設立された企業の登録された製品の品質が、しばしば変更されることも起っている。これらの変更或いは劣化事件は、これらの変更を当局の承認を受けているか否とに分ける必要もあり、偽造行為と異なっているもの本調査の対象に加えている。偽造品として訴えられる製品の大半は、衛生当局の認可を受けず製品登録も行っていない未知の企業によって生産されたものである。しかしながら、別のケースとして盗品となったオリジナル製品が卸あるいは小売網に持ち込まれる場合も存在する。出所不明のオリジナル製品は、正当なオリジナル製品として市場に現れるケースは少ないもののブラジルでは起っている。

若し、不当医薬製品が、オリジナル医薬品と同一成分で薬効も同じであった場合でも、法の要求する条件を満たしていないことから公共の健康に障害をもたらすものと判断される。一方、偽造医薬品とオリジナル医薬品と同一成分構造で生産された類似薬と混同すべきでなく、後者は、衛生監視当局の審査登録を受けた合法的な製品であり、患者への使用に制約を課せられていない。

多くの死亡例を含め民衆の健康に重大な結果をもたらした事故が発生していることから、本議会調査委員会は、3種類の医薬品を不法に使用した結果についても捜査した。

最初は、リオ・デ・ジャネイロ市バイロ・ジャカレ区ヴィューヴァ・クラウジオ街 355 番に所在する。エニラ化学薬品商工株式会社 (Enila Industria e Comercio de Produtos Quimicos e Farmaceuticos S/A) の生産したセロパール (Celobar) と呼ばれる医療用製品である。同製品は、X線に対して造影効果を持っておりゴイアス、パイアおよびミナス・ジェライス諸州で死者 22 人を出した件を含め、公共市民の健康に被害を与えた原因として疑われた。

2番目の製品は、サン・パウロ州カンピーナス市ジャルジン・サンタ・モニカ区ベント・シモエス・ヴィエイラ街 366B 番に所在しているはずのレンス・スルジカルガ・オフトアルモロギア商工貿易(有)会社 (Lens Surdical Oftalmologia Industria, Comercio, Importacao e Exportacao Ltda.) の生産した、“Methyl Lens Hypas 2%、de 2ml、esteril (メチルセルロース-HPMC)” で、同薬は、リオ・デ・ジャネイロ州のリオ・デ・ジャネイロ慈善病院および同州のニテロイ眼科病院ならびにサン・パウロ州リベイロン・プレット慈善病院の

各病院で発生した、患者が視力を失ったり重大な障害を負った原因になったと疑われた。本医薬品に関しては、多くの企業が関わっているように見受けられる。例えば、濃度 2%のメチルセルロース-HPMC を生産していた Farmavision – Farmacia de Manipulacao Oftalmica 社および Oftalmopharma Industria e Comercio de Produtos Farmaceuticos (有) 会社などで、両社共、サン・パウロ州カンピーナス市アントニオ・アルヴァレレス・ロボ街 399 番の同一住所を本拠にしている。

調査の対象となった 3 番目の医薬品は、“OPT VISC 2%” でメチルセルロースを含有した注射薬である。同薬品は、他の調査されている薬と同様に、サン・パウロ州サン・カエターノ・ド・スール市に所在するオリョス・ヴィスタ・メッジ眼科院で白内障の手術を受けた患者に内生性菌を感染させ損害をもたらした疑いを持たれた。本件の調査を終えた直後に別のケースがマスコミに報じられたが、残念ながら本委員会として同点滴液の汚染問題を採り上げることは出来なかった。

本議会調査委員会に寄せられた訴えでは、リオ・デ・ジャネイロ市に所在する 6 カ所の病院で 11 人の乳児と大人 1 人が全身感染症で死亡している。被害者達は、グラン・リオアポイオ・ヌトリシオナル (Gran Rip-Apoio Nutricional) (有) 会社が供給した点滴栄養剤を投与された後に容態が悪化している。民間の病院でも新生児用 UTI に入っていた新生児にも同様の容態が現れていた。同製品を生産したサン・クリスタボン所在の生産企業は、州衛生監視庁の介入を受けたとの情報がある。

以上の状況からしてブラジルは、1997 年から 1998 年にかけて偽造および変造医薬品に対抗する重要な経験を積み重ねることを出来たが、特に、変造医薬品を卸および小売網段階で効果的に取り締まるシステムが未だ不足している。

1. ブラジルにおける医薬品の偽造

1997 年から 1998 年にかけて、国立衛生監視庁 (Anvisa) では、172 件の偽造医薬品に関する訴えを受領した。1998 年当時、1 年間にブラジルで生産される医薬品の 10%は、盗品或いは偽造品と試算されていた。

1994 年以降厚生省内で協議されて来た国立衛生監視庁 (Anvisa) の創設は、連邦レベルはもとよりブラジル全国の州及び市レベルでも不足していた衛生管理機構を 1997~1998 年間に構築出来た切っ掛けになった。国立衛生監視庁 (Anvisa) によれば、衛生監視管理規定に関し以下のような措置を導入した。すなわち

▶1989年10月8日付け厚生省衛生監視局令 SVS/MS 第802号；各生産工程、配送、輸送および破棄の方法をふくめた医薬品の全ての課程を取り締まる管理システムを創設した上で、製品識別コードの採用、社章の上に貼られる除去可能な薄い膜の再反応インクを使用した証紙、2次梱包時に使用する安全封印の導入、衛生管理当局の認可した企業のみで配送（卸）業務を許容、全ての医薬品の登録義務、衛生管理当局の認可を受けた企業からの製品のみを配送すること、良好な慣例となっている手段を遵守して配送すること、配送する製品に変更、不正あるいは偽造の疑いがある場合には緊急手段で通報すること、取引は、製品ロット番号の記載義務を履行してある課税伝票を介してのみ行うことなどの規定を決定した。

その他、国立衛生監視庁は、決議 RDC/ANVISA 第320/02号を公布し、必要に応じて医薬品を市場から撤収および追跡を保証する規定について検討を促進することを含め、配送用課税伝票にロット番号の記入を義務付け、検証、確認する規定を導入した。

2. “セロパール” のケース

ゴイアス州衛生監視庁（VISA/GO）は、掲題の医薬品を使用した後に死者が出たケースについて訴えた報告および製薬会社からも法で決められた水準を越える汚染物の存在を把握したことから、同細菌について再分析しているとの報告を受けた。

“セロパール”製品は、放射線試験の造影剤として世界中で使用されている塩基物の硫酸バリウムを主成分にした製品で口径あるいは直腸径で使用される。食道、胃、腸内、心房のエックス線撮影の他に腸閉塞の診断などの主な検査は、エックス線造影剤を使って行われている。

硫化バリウムは、水にも脂肪にも解けない塩基物であり、故に人体に吸収されず、エックス線造影剤として安心して使用できる特性を備えている。若し、口径あるいは直腸径を問わず同製品を吸収すると、毒性反応によって2～3時間後には、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、動揺、苦痛、無気力、卒倒、発汗、震え、筋肉の突っ張り、顔面および首の筋肉の緊張、呼吸困難、心拍不調、程度の差があるが知覚異常、痙攣発作および人事不省などの症状が現れる。

国立衛生監視庁（ANVISA）およびゴイアス州衛生監視庁（VISA/GO）の専門家チームならびに国立疫病センターでは、“セロパール”との関係が疑われる死者8人を出したゴイアニア市に所在する11カ所の病院および診療所で放射線試験を受けた患者への電話による聞き取り調査を含めてゴイアス州での実態調査を行った。

死亡した家族および医療関係者からの聞き取りを行った後、状況の分析を終えた実態調査チームは、死亡した9人の場合、全員が“セロバル”を使用した後24時間以内に死亡したことを確認した。

ゴイアス州警察科学技術局は、2003年7月23日付けでバリウム中毒で死亡したとされる11人の臓器の組織の分析結果を公表した。分析調書には、10人の死体の内臓器に致死量の溶解されたバリウムが存在していたことを認めたと記載されていた。

その他、ゴイアス連邦総合大学化学研究所が同州内で行った出荷ロット番号第3040068号の“セロバル”の成分を分析した結果、12%に毒性の非常に強い炭酸バリウムおよび硫化バリウムが混入していたことを明らかにした。

本議会調査委員会による調査では中途半端で終わってしまったが、製造元のエニラ化学薬品商工株式会社の取締役陣と技術担当責任者に、患者の内臓に致死に至らしめる物資が混入され成分改造された製品を市場に投入する結果に繋がった重大な不注意があったことを認めさせたとの情報を受け取った。

3. “Methyl Lens Hypas 2%” のケース

2003年1月8日、国立衛生監視庁（ANVISA）捜査局は、リオ・デ・ジャネイロ州のニテロイ眼科病院の経営者から電話で“Methyl Lens Hypas 2%”（メチルセルロース HPMC）による眼炎が発症したとの訴えを受けた。同病院は、捜査局から詳細な事情と同製品に関するより詳細な報告を求められたことから、同院が2002年12月に、角膜乳症による水晶体の取り出し手術を受けた3人の患者に投与した医薬品の中にメジパコス（Mediphacos）（有）社によって供給された“Methyl Lens Hypas 2%”が含まれていたケースを電子メールで報告した。手術後の患者は、眼炎を進行させ炎症を引き起こした。手術は、同院の手術室で行われたが、同院では、民間の検査機関に掲題の薬品の出荷番号01/02および20/02の薬品の分析を依頼した結果、急性眼炎を引き起こした“Enterobacter Cloacae”菌の存在が確認された。そこで、病因を特定するために採集した物質を詳細に分析評価した結果を踏まえた上で新事実が明らかにされるまで、一切の眼科手術を中止した。採集した3種類の物質を顕微鏡検査したところ、一つから“Enterobacter Cloacae”菌が検出されたが、もう一つからは検出されず、残りの一つは、採集手段不適切であったため検査を行わなかった。

言及している医薬品は、サン・パウロ州カンピーナス市ジャルジン・サンタ・モニカ区ベント・シモエス・ヴィエイラ街366-B番に所在するレンス・スルジカルガ・オフトアルモロジア商工貿易（有）会社（Lens Surdical Oftalmologia Industria, Comercio, Importacao

e Exportacao Ltda.) によって生産され、リオ・デ・ジャネイロ州リオ・デ・ジャネイロ市中央区プレジデnte・ヴァルガス大通り 583 番 1005 号室に所在するミナス・ジェライス州に所在するメジパコス (Mediphacos) (有) 社の代理業者によって納入されたものであった。

レンズ・スルジカルガ・オフトアルモロジア商工貿易 (有) 会社 (Lens Surdical Oftalmologia Industria , Comercio, Importacao e Exportacao Ltda.) は、同じ住所に本拠置き、全国法人登録票 CNPJ 第 02354291/0001-41 号を所有する化粧品製造販売会社、HEJ 化粧品 (有) 零細企業会社 (HEJ COSMÉTICOS Ltda-ME) の登録を流用して操業しており、眼科用医薬品を生産販売するために必要な国立衛生監視院 (ANVISA) から認可を受けていなかった。“Methyl Lens Hypas 2%” あるいは “Visc Lens Hypas 2%” は、化粧品として国立衛生監視院 (ANVISA) に登録されており、同登録を偽って使用していたわけである。

衛生管理面から見ると今回は、この複雑な問題について妥当な期間内に必要な全ての調査を行い必要な法的措置も執られたが、衛生管轄当局の認可あるいは承認を受けていない企業によって不正に生産され配送される製品を使用する重大なリスクを我々は、今後も負っていることを強調して置きたい。

“Methyl Lens Hypas 2%” あるいは “Visc Lens Hypas 2%” は、出所不明で衛生当局の検査も受けずに生産され、ブラジル全国に販売配送され消費されて来ている多くの商品の一つである。医薬品に関する法令および全の工程課程に対する取締規定は、一医薬品に限ったものではないが一、闇生産者から配送業者および代理店を通じて供給された違法製品を患者に使用していることが証明された医療機関に至るまで多くの関係者機関によって破られている。

4. OFT VISION 社の “OPT VISC 2%” 製品のケース

生産者の OFT VISION 商工 (有) 会社は、ブラジルの衛生管理関連法律に基づいて法人および製品登録を行い認可を取得しているが、白内障の手術で患者に使用した同社製品によって損害が生じたとする苦情をサン・パウロ州衛生監視庁 (VISA/SP) および国立衛生監視院 (ANVISA) へ通告しなかった重大な過ちを犯した。

その他の重大な事実として、良き生産者として採るべき対応に関し、同製品を使用した患者に重大な危険を負わすことにつながる製品の殺菌試験結果を分析する前に製品を出荷し販売の解除を行ったことであった。

第X章：メガネ

メガネには、商標の不正使用、複写、模造、安値価格（課税基準を下げるために双方合意の基に安値を付ける）、密輸（メガネの場合はプレハブ部を調整）など想定される全ての面で海賊版行為が存在している。

光学製品工業市場を見ると、洪水のような低品質の輸入製品に攪乱されている。これらの輸入製品には、安値価格、路上販売、さらに脱税の徴候が見られる。

この分野を特徴付けているのは、偽造、模倣および商標の不正使用行為である。

その他に、光線自動調整、紫外線防御に効果のないレンズ付きあるいは無しの太陽光線防御用メガネを販売する場合に適用される公共衛生関連法規を無視したケースも存在する。

第XI章：自動車部品

ブラジルの自動車部品市場規模は、約115億リアルで回っている。業界を代表する団体のブラジル自動車用部品工業組合—SINDIPEÇASとブラジル偽造品追放協会—ABCFの両団体によれば、正規の市場で出回っている10%が偽造部品となっており、海賊版行為によって2003年度業界は11億リアルの売上を失ったと試算している。

自動車部品に対する海賊版行為が始まったのは、90年代に入ってからである。それ以降、税関での審査体制が弱いことや同行為および共犯者の消費者に対する管轄当局の寛容さなども手伝って増加を続け、他人との関係での優位に立ちたいとの願望は、脱税および第三者の命を危険に追い込む重大なリスクを発生させることになる。

海賊版生産者が選ぶ製品は；ベアリング、制御盤、方向制御ケース、触媒、緩衝器、フロントガラスワイパー、フィルターおよび電球。これらの偽造品は、運転手および同乗者の生命の安全に必要な規格外で生産されたものか、あるいはオリジナルあるいは新品として売られている再生品である。

ブラジルでは、使用する車両の走行距離が長いことに加え、高速道路の状態から補修部品の必要を高めていることが、海賊版市場に人気を集めている。

偽造製品の殆どは、アジア及び旧鉄のカーテン内諸国から港を経由して国内に入ってくる。入国地点で虚偽の書類を基に通関検査を受け解除された製品の大部分は、パラナ州のロンドリーナおよびマリンガ両市およびサン・パウロ州のリベイロン・プレット、アララスおよびリオ・クラークの各市に移送される。移送を受けた工場では、オリジナル刻印あるいは印を消却するための研磨工程を施して製品を内国化し、その後新しい梱包をして市場へ配送する。これら全ての工程は、全国に散在する幾千の販売拠点に短時間で効率的に配送を可能にする高速道路網添いに所在する同地域に多数存在する工場によって行われている。

海賊版行為による主な影響は、機械上の問題による事故の発生件数の増加である。証明できるデータは存在しないが、偽造製品が自動車死亡事故のかなりの部分の原因になっていると想像される。その他、商業部門での雇用減少に加え国内生産の減少ひいては経済部門にも多大の損失をもたらす原因になっている。

第XII章：契約テレビ

ブラジル契約テレビ協会（ABTA）によれば、ブラジルの契約テレビ市場は、2002年当時で契約者が350万人、売上は29億レアル内外となっている。

業界団体では、年間損失額は約3億6,000万レアルに達すると試算している。

通信部門での不正は、電波の盗用および著作権の無視で余剰となっている専門技術者を不当に利用している。

主な不正行為として以下の5つのケースが存在する。:

- ▶ ケーブル支柱から直接不正視聴者向けに送信を盗用；
- ▶ 正式契約視聴者から送信を盗用；
- ▶ 詐欺あるいはアクセスするために暗号翻訳器（descodificador）を盗用して、安価で別の不正視聴者に販売する；
- ▶ 自然人として通常の契約をして衛星からの電波翻訳器を取得。その後、同一区域内建物内の多数の視聴者に不正に販売配信する。
- ▶ 海賊版配信網、一定地域内に当局の監督を受けない地域内通信網を構築する。この手段は、所得の低い人達が過度に密集したスラム街などで起こり始めている。

この分野でも他の分野と同様に海賊版は存在し、正当な契約テレビ代理業者の雇用を減少させ管理不可能な違法市場を出現させている。その結果、税務関係では脱税、企業関係ではサービスの質の低下に加え資本の逃避が起こっている。最後に起きることは、業界の後退によって料金が値上げされ、新しいサービスの提供が少なくなって来ることである。

第XIII章：ノートブック型パソコン

本議会調査委員会のノートブック型パソコン分野に関する捜査は、センプ・トウシバ・インフォルマチカ（有）会社（Semp Toshiba Informatica Ltda.）が、“マジョール・コメルシオ・エ・デゼンヴォルヴィメント・デ・システマス（有）会社（MAJOR COMERCIO E DESENVOLVIMENTO DE SISTEMAS LTDA）,ウニヴェルサル・トレーディング・ド・ブラジル（有）会社（UNIVERSAL TRADING DO BRASIL LTDA）,およびミワイ・コメルシオ（有）会社（MIWAY COMERCIO LTDA）”の3社がアメリカから“Toshiba”商標のノートブック型パソコンを輸入して新聞、インターネットその他の広告手段を駆使して国内で販売していると組織犯罪撲滅特別活動グループ（GAECO）に訴えたことを受け同グループが活動を開始し、同グループから捜査調書（第18/01号）を受けとったことがきっかけで開始された。

上記に記載した3社は、国内法を満足させずに製品を販売していた。具体的には、

1. 電線ケーブルの接続端子は、ブラジル技術規格協会（ABNT）規定第NBR13249号及びブラジル度量衡院（INMETRO）通達第1号－1999/03/17 および同236号－2000/06/29の規定に反している。
2. 国内で生産あるいは販売されるコンピューターが、ブラジルの電話システムに適合していることを証明する国立通信局（ANATEL）の認証紙が貼付されていない。（同局決議第242号－2000/11/30）
3. 機器のOSおよび取扱説明書が英文で作成されているのは、法律第8.078/90号第3条の規定に違反する。
4. 梱包説明、取扱説明書およびその他の情報の全てが英語で作成されているのは、消費者擁護法第31条および同39条第VIII項の規定を完全に無視した行為である。

5. 法律の要求する技術支援を保証するための製品の輸入販売業者を特定する社章および全国法人登録番号（GNPJ）の表示を含めて、ポルトガル語で製品を識別するラベルが貼付されていない。

その他に最終消費者に重大な損害をもたらす、上記企業によって輸入されたコンピューター作動に影響を与える上記の事項以外に、脱税の問題も存在する。

以上のように輸入に関して多くの不正が存在していることから、付随して販売されるソフトウェアも当然のことながら海賊版である。

本業界で操業する各企業の財務調書を分析すると、出所不明の製品を販売している企業活動は、通常のことになっていることが以下の状況で明らかになった。すなわち、

1. 税務当局への登録が行われていない。この場合、直接販売ではなく大量に流通している雑誌および新聞への広告を通じて営業販売している。
2. 住所が頻繁に変わる。ノートブック型パソコンの再販あるいはその他の不法手続き製品の販売業者は、同じ場所で長期間営業するのは稀である。住所を頻繁に変更するだけでなく、その旨を税務当局に通知していない。
3. 税務当局に登録していない場所に拠点を構えている。
4. 別の企業の課税伝票を発行している。課税伝票を要求する消費者には価格を引き上げ、故障の起きる可能性のある製品の再販には、実在或いは幽霊他社の課税伝票を使って再販している。すなわち、ある企業から商品を購入したが、売り手の責任は、課税伝票を発行した他社が負うようになっている。
5. 虚偽の租税情報を税務当局に行っている。
6. 商品の入国を証明する書類が不在。正規に輸入した製品でないことから、出荷販売時に発行する課税伝票しか存在しない。

第 XIV 章：海賊版の発生する背景

現地当局および税務当局の寛容黙認の基に、正規のショッピング・センターあるいは輸入品小売市場の存在していない全国の大都会の街路上で商店の四分の一の価格で CD および収録済 DVD、粗悪な玩具、時計、タバコなど安い値段の偽造製品が売られている事実を否定する向きは存在しない。

本問題は、経済に与える影響まで突っ込んで分析する必要があり本章では、特に大きな影響を受けている生産および消費面に焦点を当てて、強いられている具体的な複合要素を明らかにしたい。ブラジルの一般租税負担率は、1991 年の 24%から今日では、35%に上昇している。

中進国の中でも最も租税の高い国であることは確実である。先進諸国の中には、40%を超える国も存在するが、内実に大きな違いが存在する。先進諸国の社会厚生サービスは、全ての面で満足できる水準に達している。更に、徴税高の 60%から 70%を所得および資産から徴収されているが、ブラジルでは徴税高の約 70%が生産および消費課程で課税させる商品流通役務税（ICMS）、工業製品税（IPI）、売上および金融取引に課せられる各種公課および人件費（給料）に課せられる公課などから構成されている。税負担が高だけでなく、反対給付も少ないことである。

これらの租税公課が、生産者にとって耐えがたい程の負担になり真のブラジルリスクになっている。過重な税を逃れる手段としてアングラ市場へ逃避している。アングラ市場で売られている全ての製品は、支払うべき租税公課の 30%から 40%以下しか払っていない。先進諸国では、製品に対する税品は、高いものでも 10%から 20%程度である。

以上の状況から本議会調査委員会は、わが国の生産分野に対する租税体系を見直すべきであるとの結論を出した。

現レベルの経済発展の中では、過大な課税が、脱落と犯罪に境を接しているアングラ市場へ労働力を供給しているブラジルの大量の失業の原因にもなっていることも考える必要がある。

第 1 に、取引に対する過重な租税負担に耐え切れず企業を閉鎖していることである。第 2 に、必要資金および信用不足が、企業の創業および雇用の創出維持を難しくしている。

解決策として常に採り上げられているのは、既に高くなってはいるが、悪習を生み出すアルコール飲料やタバコなどの製品への課税を高めることである。しかし、より効果のある解決策は、脱税や密輸を生み出すこれらの製品への課税をさらに引き上げるべきではない。

第 XV 章：結び

ブラジルでの海賊版行為を減らすために採るべき奨励施策について

- ▶ 教育キャンペーンを実施し、海賊版製品を購入することは別の犯罪に対して資金支援をしていることに繋がることを示し、組織犯罪と海賊版行為との関係についても説明し国内経済に対して海賊版行為が与えている損害について一般市民に真に理解して貰うために著作権とその権利を犯していることを国民社会に明白にさせることを民間主導で行なうキャンペーンに制度面から支援すること；
- ▶ 海賊版および密輸に関する全国を対象にしたデータバンクを創設維持し、組織犯罪を捜査している情報機関と情報を交換し協力する；
- ▶ 各州の保安庁の中に専門部局の創設を支援し、各市と一体となって活動しつつ同活動を監視、州および市両方の警察官および税務官の訓練に協力し、専門担当官の創設を通じて情報を集中させ活動を調整する；
- ▶ 最近の“Anaconda 作戦 = 連邦議員、行政府職員、連邦警察官、連邦裁判所判事、弁護士などを巻き込んだ大掛かりな覚醒剤取引に絡んだ贈収賄時事件”を例に、国内で海賊版行為を行っているグループを解体させることを目的に、検察庁および連邦警察が合同で極秘捜査をする特別捜査活動を奨励する；
- ▶ 不法製品および犯罪に使われる合法製品の入国を阻止する；
- ▶ 専門家の育成、情報の提供および警察署および管轄当局間の調整などを通じて港湾、空港、国境および道路網での検査活動を調整する；
- ▶ 連邦、州および市レベルの警察官および税務官の能力を伸ばす訓練を促進する。

また、連邦、州および市レベルの各行政府が、警察当局および財務当局によって行われる施設器材分野および職員の訓練分野への投資は、短期間で徴税増加の形で効果があがるものであることを理解することも不可欠である。

不法商品の国内搬入問題については、多くの港から入って来ているのも事実であるが、自由通関規定によるパラグアイ向けに積み出される商品の手続きのための保管および受領のための無税倉庫の設定協約がブラジルおよびパラグアイ両国間で締結されている関係からサントスおよびパラナグア両港が主な搬入地になっている。

本議会調査委員会では、パラナグア港がパラグアイを経由した大量のCDおよび電子資材の流入経路となっているとの多くの訴えを受けとっている。パラグアイは、輸入する全ての商品を消費する能力を持っていないことから、余剰輸入商品は、必然的に密輸或いは不正手続きを通じてブラジルに流入して来る。この明白な実態から、大量のCDが著作権侵犯者（海賊版行為者）向けに供給され、輸入税を支払っていない電子器材がブラジル市場を席巻している。

上記の状況に対して、本議会調査委員会は、ブラジル/パラグアイ協約の見直しを含め、連邦政府による海賊版追放計画の変更を共和国大統領に示した書を提出。

その他、流入する全ての商品を検査するために港での商品の通関を迅速に行うために必要な技術を導入すること。密輸問題については、より効果的な計画に基づいて国境で対処すべきものである。

言及している計画には、人材の育成と連邦警察および国税庁の職務を遂行するために必要な技術面での支えの必要性を考慮に入れなければならない。投下される資金器材は、社会にとって受ける権利のある恩恵と、必要としている業務を遂行出来る当局の理想とする条件に見合ったものであること。

自動車部品の海賊版行為に関しては、取締当局職員の技能不足から国内に自動車部品を不正に流入することを許容している。本議会調査委員会では、全ての州政府に州交通局（DETRAN）に車両の検査のためには、より詳細なデータの必要性を警告する内容の文書を交付する予定である。

タバコについては、既に、本議会調査委員会が指摘したように、本分野の犯罪活動に対しては、特別な検査取締りを必要としている以外に国内でのタバコの生産販売を特別認可制にすることである。その前提に立って、厚生省に対してタバコを生産工場の創業認可基

準をより厳格にして生産者に対する管理体制を厳格に維持するよう助言することにしていく。

使用者に重大な損害を与える医薬品に関しては、“セロパール”を使用した後に死亡した患者に関して中毒を引き起こす溶解バリウムの混入が技術的、科学的に十分証明されたことで正式に警察捜査が開設された。

本議会調査委員会では、早急に取り組むべき正当性と必要性のある件に付いてのみ以下のように提言する。すなわち、

- ▶ 国立衛生監視庁（ANVISA）は、本件のような捜査においてより積極的に関与し、報告書の作成にはより注意を払うこと；
- ▶ 事故が起こってからエニラ製薬会社の生産手法の誤りに気づいたように製品の品質および不良品の可能性を含めて、生産開始命令およびその他の関連事項に対する責任担当薬剤師の指示手続きを含め、原料の識別工程、サンプルの指定手順、細菌の管理及び検疫を行わない製品の出荷などの不備に関し、企業で行っている日常の査察業務を検証する；
- ▶ 特に、情報および検査に焦点を当てた衛生監視システム全体を強化すること；
- ▶ 保健医療機関、卸配送部門および生産部門に対する検査活動を強化させるように国立衛生監視庁（ANVISA）と共同で管理運営および資金面での努力を行うこと；
- ▶ 言及している活動には、検査機関で検査分析するためのサンプルに使用出来るように保健医療機関で使用されている製品および小売部門での販売製品情報をシステムチックに収集することを含めること；
- ▶ 特に、国立衛生監視庁（ANVISA）のデータバンクに焦点をあて、衛生監視制度の適用を受ける機関の識別登録および、データバンクは、リスクを伴う製品および健康サービスに付いて迅速で安全な情報で構成されていること；
- ▶ 厚生省および国立衛生監視庁（ANVISA）は、特に、“Methyl (Visc) Lens Hypac”を使用した病院に対して、医療機関として採用すべきものとして、専門家が品質を保証する製品を取得して使用する現行制度を維持しながらも履行中の法規に基づく医薬製品の購入の取捨システムを構築させることを決定すること；

▶国立衛生監視庁（ANVISA）は、全国に散在する調剤薬局を対象の広範囲な検査プログラムを通じて現行規定の適格性および効果を評価するよう勧告した議会医薬品調査委員会（2000年度下院）の報告書の勧告内容を立案し実施すること；

議会委員会室にて、2004年6月9日

委員長

メデイロス下院議員

報告起草者

ジョジラス・キンタル下院議員

ブラジルにおける工業製品の模倣・海賊版及び脱税に関わる議会調査報告書
ブラジル議会海賊版問題調査委員会

[翻訳]

AGENCIA CAMARA

[発行]

日本貿易振興機構 経済分析部

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2005 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、委員長：メデイロス下院委員、報告草案者：ジョジマス・キンタル下院委員による、ブラジル議会海賊版問題調査委員会（2004 年 6 月）の報告書を特許庁委託事業において、翻訳したものである。